

平成31年第1回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成31年3月15日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 8 3番 真 船 正 康 君 （P 8 5～P 9 4）

No. 9 4番 鈴 木 勝 久 君 （P 9 5～P 1 1 2）

No. 1 0 1 1 番 上 田 秀 人 君 （P 1 1 3～P 1 3 6）

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり簡潔明瞭に努めるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告第8、3番真船正康君の一般質問を許します。3番真船正康君。

◇3番 真船正康君

1. 放射線量測定結果について
2. 黒森・台上地区（メガソーラー）の開発について
3. 児童虐待について

○3番（真船正康君） 3番真船正康でございます。改めて、おはようございます。

通告順に従って一般質問をいたします。

まずはじめに、放射線量測定結果についてであります。

先日3月11日は東日本大震災が発生した日でもあり、発生時刻の午後2時46分、私は1分間の黙禱をささげました。あれから今までも地震の被害、放射能被害、そして風評被害と震災の三重苦に見舞われた福島県、そして西郷村も。あのときから、人々は各人各様にさまざまに復旧復興に取り組んだ。特に除染作業には、あのように膨大な経費をかけ、人海戦術で重機を駆使し、やりました。まず、屋根を洗い、雨どいを洗い、側溝も洗い、土も取りかえ、さらには田畑には塩化カリウムをまき深耕反転し、作物がつかれるようにしました。改めて、放射能は目に見えず、恐ろしい厄介なものだと思っております。

我が家も、放射能測定器を借りて測定記録を残しました。あれから8年の歳月が経過しました。もう8年、いや、まだ8年と、さまざまのご意見だと思います。

それでは、質問に入ります。

1つ目、原発事故前の西郷村内の放射線量はどのくらいだったか、伺います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（木村三義君） 3番真船議員の一般質問にお答えいたします。

まずはじめに、震災前の放射線量はどれくらいあったのかというご質問でございますけれども、西郷村の放射線量率は記録がございませんが、福島県内においては原発事故の発生する1年前である平成22年4月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の環境放射能測定結果によりますと、1時間当たりの放射線空間線量率はおよそ

0.04マイクロシーベルトが計測されております。

また、福島県内では、西郷村近隣におきまして、福島県白河合同庁舎の敷地内にて原発事故直前である平成22年2月15日に観測された空間放射線量率は、毎時当たり0.04マイクロシーベルトでしたので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） ただいまお伺いしたところでは、西郷村では測定がなくて、第一原発発電所の周辺では1時間当たり0.04マイクロシーベルトだったと。また、白河近郊、2月直前では0.04だったと。私の記憶では、どこだったか、0.08マイクロシーベルトだというふうに覚えていたが。

それでは、第2番目ですね。当時は、配付された資料には赤印のマークがたくさんあったようでしたが、原発事故当時、最も空間線量が高い値を示したのはどの地区か、伺います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（木村三義君） 震災後の一番高かったところというご質問でございますけれども、原発事故以来、西郷村が放射線量を継続的に測定を開始してございましたけれども、一番最初の平成23年6月の計測結果におきましては、東高山地内の公園でございまして、1時間当たりの放射線空間線量率が毎時1.22マイクロシーベルトが計測されております。

ちなみに、この場所における平成31年2月の1時間当たりの放射線空間線量率は、除染作業の実施や自然減衰などの効果によりまして1時間当たりは0.1マイクロシーベルトに低減しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） ただいまの答弁の中で、東高山地区の公園で1時間当たり、空間線量は1.22マイクロシーベルトだったということに答弁いただきました。

ちょっと私も調べてみますと、あの当時、村営球場のあたりでは1.22、現在の資料では0.12、上野原工業団地のあたりは当時は1.05、今は0.11、稗返地区は1.03だったのが今では0.2と、インターチェンジのあたりは0.91あったのが、今では0.11ということでございます。減ってしまいましたが、この数値、もとの数値ではまだまだないのであります。測定は継続していくことが大事というふうに思います。

続きまして、現在、毎月広報紙とともに配布されている放射線量測定地図を見ると、今ではあの当時より赤い印、つまり1マイクロシーベルト以上のところがなくなってきて、ほぼ同じ値、青色や茶色に見えます。0.1から0.01でございまして。測定地図の発行はおよそいつごろまで継続するのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（木村三義君） いつごろまで継続されるのかというご質問にお答えいたします。

平成31年度から発行頻度を、毎月発行を四半期ごとに発行を減らす予定としてお

ります。なお、四半期ごとの発行として毎月発行いたしません、四半期ごとの発行だけにしまして、そのほかは発行いたしません、測定そのものは村職員により継続実施し、村のホームページには毎月掲載を継続していきますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 四半期ごとに発行しという答弁でございました。測定しつつ、段階的にするというふうにご了解いたしました。

最近では、慣れっこになって、以前よりも見る機会がなくなってきたのも事実でございます。

次に、この放射線量地図の発行にかかる経費は、毎月発行部数で換算すると幾らくらいになるのでしょうか、お伺いたします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（木村三義君） お答えいたします。

平成30年度の1年間の印刷製本費といたしましては、約115万1,000円でございます。1枚当たりの単価といたしましては、17.3円となっております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 了解いたします。115万1,000円、1枚当たり17円30銭ということで、6万6,530枚くらいなんではないでしょうか。

続きまして、村において、放射線量に関し、一番心配していることは何かをお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（木村三義君） 村において放射線量に関し一番心配していることは何かというご質問にお答えいたします。

西郷村では、除染作業や自然減衰などの効果によりまして放射線量は全体的に低減しております。そのため、線量に関する心配は特別事故がない限りございませんけれども、除染作業実施により発生しました除去土壌等はいまだに西郷村2か所の仮置き場で保管を続けておまして、これらの除去土壌等について国が設置する中間貯蔵施設への移送がいつ完了するか、村はこちらに大きな関心を持っているところでございます。

今後も、国に対しては、一日も早く除去土壌等の移送を完了するように継続して求めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） ただいまの答弁の中では、低減し、心配なくなってきたというふうな答弁もありました。まだまだ事故前のようにはいかなくても、少しずつ数字にあらわれてきたわけでございます。除染土を早く処分場に運ぶとしておますが、なかなか受け入れが思うように進まないでおります。引き続き、除染土については議論を深めて、解決策をつなげていく方向で見守っていきたいと思っております。

以上で終わります。

次の質問に入ります。黒森・台上地区のメガソーラーの開発についてでございます。

この案件は、以前に何度か同僚議員が質問したと思いますが、とにかく広大な開発だけに知っておきたいと思えますし、村民の皆さんも大変関心のある大規模開発なのです。当事者が言うには、台上から黒森にかけての日本一のソーラー発電をつくらと言われるものなのです。

早速質問に入ります。この計画場所の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 3番真船議員の質問の第2、黒森・台上地区（メガソーラー）の開発についての1点目、進捗状況についてお答えいたします。

黒森・台上地区のメガソーラー開発につきましては、福島県大規模開発行為計画事前協議により開発事業者が個別法に基づいた手続や協議等を進めております。現在、村として把握しておりますのは、福島県環境影響評価（環境アセス）第14条に基づいた環境影響評価準備書が3月8日から4月8日まで役場住民生活において縦覧されていること、また、準備書の説明会を3月19日に村農民研修センターで開催するというでございます。

環境影響評価の今後の手続に関しましては、評価書の作成ということになります。その他、個別法等の手続に関しましては、関係機関と現在協議を進めている状況でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 3番。福島県で協議をしていると、村でも協議を同時進行でやっていくというふうにご理解いたします。

次、ソーラー発電計画場所には共有地があったと思いますが、販売は完了したのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

土地の売買につきまして、村で把握しておりますのは、国土利用計画法に基づいた届け出の内容の地番、地籍、金額等となっており、共有地の全てについて所有権が移転したかどうかについては把握しておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 3番。利用計画は届け出ということで、村のほうでは全ては把握していないというふうにご理解いたします。

3番目、ソーラー発電計画周辺に、生活水として清水等を使用している家庭はあるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

清水を利用している家庭があるかどうかということでございますが、清水を利用している家庭があるかどうかについては把握しておりませんが、井戸につきましては環

境影響評価で調査をしております、井戸を利用している家庭は9戸ということでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 清水を利用している家庭はなく、井戸水は9戸という答弁でございました。

赤坂地域といいますか、山からパイプを引いてあったところも確認しましたので、一応報告しておきたいと思います。

4番目、ソーラー発電計画周辺に、村に関係している水源はあるか、また、調査はできるか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

村に関係する水源はございませんが、事業実施地区の周辺河川の水質等につきましては環境影響評価において調査をしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 水源はないが、調査をしているというふうに理解しました。

5番目に、黒森ダムから水田用水路があります。木の伐採等により鉄砲水が発生したとき、それによって水がオーバーフローした場合、民家に災害が及ぶのではないかと危惧するところでございます。村では現地確認できるのか、また、実施したのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

林地開発における防災機能の現地確認検査は、県において実施しております。当然ながら、林地開発許可申請時には、森林法第10条の2の災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全について審議され、基準に基づかないものは許可されません。

なお、村といたしましても、林地開発申請時に災害の防止等について県へ意見を付したいと考えておりますので、ご理解お願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 県において実施したと、また、村でも県のほうへ意見をつけるとするということで理解をいたします。

原子力事故のあった福島は、再生可能エネルギーの受け入れ拡大をする、これは理解するところでございます。設置者には、しっかりとした考えのもと、望むものでございます。いろいろ十人十色の疑問点があるのであります。例えば、1つとして、太陽光発電パネルがたくさん設置しておいて、何らかの理由でそのまま捨て置きにされては困るという、誰が片づけるのかということで、ここが一番のポイントでみんなが危惧しているところだと思います。だからこそ、心配も出てくる。例えば、あの赤面山スキー場の廃墟のようなありさまにならないようお願いしたいものです。

以上です。これで終わります。（不規則発言あり）失礼しました。チェック早くし過ぎで、すみません。

もう一つありました。村を守るための条例を策定すべきと思います。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

原子力事故のありました福島県におきましては、2040年までに県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標に、再生可能エネルギーの導入拡大を進めております。再生可能エネルギーの普及につきましては、重要なことと考えておりますが、村民の生活や環境などを脅かすことがないよう関係部署において慎重にチェックするとともに、一定のルールづくりについて県内自治体の動向等を参考に検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 先ほど、質問2で、線量が減ってしまいましたというところを、減ってしまいましたという発言をしましたので、減ってきましたというふうに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 議長において許可いたします。

○3番（真船正康君） 6番、先走って、私の思いを申し上げて失礼いたしました。

原子力事故のあった福島は、再生可能エネルギーのため受け入れ拡大するというところは理解するところでございます。設置者には、しっかりとした考えのもと、望むものでございます。十人十色の疑問点があるはずですので、例えば太陽光パネルがたくさん設置しておいて、何らかの理由でそのままに捨て置きされては困るという、誰が片づけるのか、ここはポイントでみんなが危惧しているところです。だからこそ心配も出てくると。例えば、あの赤面山スキー場の廃墟のようなありさまにならないようお願いしたいものです。

以上で質問を終わります。

次、質問いたします。3番目の質問でございます。児童虐待についてお伺いいたします。

先日、7番議員も質問ありましたが、私の思いからも質問したいと深くありましたので、児童虐待についてお伺いいたします。

本日の民友新聞に、児童虐待について載っておりました。警察庁は14日、2018年に摘発した児童虐待事件は1,380件、前年比21.3%増、被害に遭った子どもは1,394人、同19.3%増で、いずれも過去最多だと発表いたしました。死亡した子どもは36人、緊急性が高いとして保護したのは最多更新の457人、同19.1%増だったというふうに記事が載っておりました。

児童虐待は、児童の周囲の人間、保護者、学校、教師、施設職員などは、児童に対して虐待を加える、もしくは児童放棄ネグレクトにすることである。幼児の場合は、

幼児虐待とあります。

ここで、失われた2つの幼い命について振り返ってみます。

昨年3月、東京目黒区で亡くなった船戸結愛ちゃんが、5歳が残したノートにつづられていた。ノートに「もうおねがいゆるしてゆるしてください」、「おねがいしますほんとうにもうおなじことはしません」と書き残してこの世を去った結愛ちゃんは、日常的に虐待を受けていた可能性があり、両目の周りや体にはあざが残されていました。十分な食事も与えず、低栄養状態などで起きた肺炎による敗血症で死亡し、将来を奪われた。

また、今年1月に千葉県野田市の栗原心愛ちゃん、10歳が、父親から暴行などの虐待を受けた末に亡くなった。事件が表に出たのは、2017年11月、生活アンケートの自由欄の記載に心愛ちゃんが、「お父さんにぼう力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときにけられたりたたかれたりされています。先生、どうにかできませんか」と書き残しました。沖縄から転校したばかりのころ、心愛ちゃんは一時、児童相談所に保護されたものの、市教育委員会が父親にそのアンケートを渡してしまった。お父さんにたたかれたのはうそという手紙を書かされ、相談を受けた千葉県柏児童相談所は、親子関係が改善されたと判断し、心愛さんは昨年3月に保護は一旦解除されたという。そして、悲しいかな、父親から浴室で冷水シャワーをかけ、髪の毛を引っ張ったりした。昨年の1月24日、死亡に至った。父親はしつけのためにやったと話していたという。このような悲惨な事件、父親の勇一郎容疑者は、妻のなぎさ容疑者へのDVがあり、母親は我が子をかばうことができなかった。痛ましい幼い子どもたちの命に、あえてご冥福をお祈りします。

さて、この事件以来、今、日本国中で大変問題視されています。国会では、児童虐待防止法、児童福祉法改正案など今国会で採決されると思いますが、非常に痛ましい事件を根絶させるように、声を上げていくためにも、私たちの地域ではどうだろうと伺いたく、6点ほど質問いたします。

まずはじめに、児童虐待について村の対応をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 3番真船議員の一般質問にお答えいたします。

児童虐待について、村の対応ということでございますが、児童虐待について村に相談、通報等があった場合には、まず課内で協議を行いまして、関係すると思われる機関に連絡をし情報を共有いたします。早急に安全確認が必要と思われる案件につきましては、担当職員が家庭訪問を行い、子どもの安否、保護者の状態、部屋の様子など、状況を確認いたします。

状況確認により、問題のないケースもございますが、突然の訪問で不快に思う保護者の方もいらっしゃいますので、そのような場合、心配事など気楽にご相談くださいという形で声をかけ、育児にストレスをかけないよう配慮しております。また、虐待が疑われるというケースでは、どの関係機関と連絡等が必要か判断いたしまして、速やかに情報提供を行い、家庭訪問に同行したり、ケース会議を開き、現状の問題点や

支援の方法、また児童相談所への送致など対策対応に当たっております。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 初期対応や情報の共有などが大変大切だというふうに思います。

2つ目に、本村の現状についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最近の核家族の進行など、昨今の住宅事情もありまして、アパート住まいの方などから、隣の部屋の子どもの泣き声が尋常でないですとか、虐待されているのではないかなどという情報、通報などが多くなってきております。

本村の現状でございますが、現地確認を行った結果、事件性が薄く、緊急性を要さないというような経過観察とするケースは、平成30年度において67件ございました。また、過去に関係機関を招集し、ケース検討を行い、児童相談所が介入したケースで進行記録を個人別ファイルにまとめているような児童は、通算で現在35件ございます。

親が子どもの育児をしない、またはできないというネグレクトのような場合の中には、親自身が何らかの障がいを持っているというケースもありまして、そのような場合、医療機関の受診や障がい福祉サービスなどの提供も考慮してまいります。個別ケースがファイル化されているような児童につきましては、児童相談所において現地調査や経過観察を行い、村においても関係者からの情報を集約し、児童相談所に報告をしているところでございます。

引き続き、継続または見守りが必要と判断した場合には、関係機関とさらに情報を共有し、今後の方針等を協議をしながら進めてまいるところでございます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） ただいまの答弁は、軽いが平成30年度においては67件もあり、児童相談所への通告は35件であったと。こんなにもあるのかなというふうに感じた次第です。気が抜けないなというふうに思いました。

続きまして、3番、問題発生した場合の対処方法をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

問題が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要となりますが、まず、事案を整理し、どの関係機関に連絡をとるのか協議し、速やかな対処に努めております。対処につきましては、先ほどの答弁で述べたとおりでございますが、危険と思われる案件につきましては、児童相談所の判断により、児童の安全確保のため保護者から児童を離し、一時保護施設へ入所させるというケースもございます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 早く見きわめるということでございます。こちらも了解いたしました。

4番、児童相談所はどこにあるか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童相談所につきましては、福島県内には児童相談所が4か所ございます。福島市にある中央児童相談所、郡山市にある県中児童相談所、会津若松市にある会津児童相談所、いわき市にある浜児童相談所でございますが、当村を含む県南方部を管轄する相談所としましては、郡山市にある県中児童相談所の出先機関である白河市郭内の県南保健福祉事務所内に所在する白河相談室となっております。

なお、白河相談室の職員につきましては、現在は3名体制で業務を行っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 児童相談所は福島県に4か所あると、白河は郡山出先機関で、西郷村はここが対応するということです。

次、5番ですね。対応に当たる専門職「児童福祉司」についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

対応に当たる専門職児童福祉司についてということでございますが、児童福祉司については児童福祉法に規定をされておりますが、児童福祉司の資格は社会福祉士や社会福祉主事として2年以上従事した者などで、専門的かつ高度なものとされており、児童相談所に配属されることで得る任用資格となっております。児童相談所には必ず置かなければならないとされておりまして、ケースワーカーの一種となっております。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） 白河、西郷村には児童相談所がありません。今後、白河市に格上げしていただいて、対応ができれば幸いです。

それでは、6番、関係機関との連携についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

関係機関との連携ということでございますが、ケースに応じ、福祉課、健康推進課、学校教育課、保育園、幼稚園、各小・中学校、児童相談所、福祉事務所、警察などと情報を共有し、迅速に対応するようにしております。

村といたしましては、今後、子どもたちの虐待防止に向け、次世代を担う子どもたちを守り育てるための社会環境づくりに努め、住民全体で見守る啓発、取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君。

○3番（真船正康君） それぞれの関係機関と連携して情報を共有し、迅速に対応すると答弁がありました。参考になりました。

私たちが声を出し、子どもを守り育てるのが我々の使命だと思います。もしかしら虐待かと思ったら、189番に電話をかける。189とは「いちはやく」なんです。電話をかけると、近くの児童相談所につながります。昨日夕方に、つながるかか

けてみたら、つながりました。電話料金はかかるとアナウンスされ、これは2019年から無料化になるはずでございます。

189番は、全国相談所24時間受け付けです。アナウンスから少し待っていたら、係が出ました。郡山でした。15時15分から守衛が出て対応してくれます。そして、内容を上司に伝えますと話してくれました。また、20時までは福島にある家庭テレフォン相談があるとも言っておりました。このように、相談できるところも、行政も窓を広げて受けていますので、あのかわいそうな事件につながらないように見守りたいし、村としても発信してください。

以上で質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第9、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇ 4 番 鈴木勝久君

1. 地域交通について
2. 行政改革について

○ 4 番（鈴木勝久君） 4 番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私、2 期目に入りまして、8 月に当選いたしました。9 月の定例会、第 3 回定例会、9 月 11 日開催ですけれども、そこで一番先に質問したのが、この地域交通についてでございます。その一般質問の流れとしましては、村長の現状認識、地理的特徴、人口の推移、通勤の需要と通学需要、移動モード需要のニーズについて、免許返納者、観光に来る人、バスを利用する人、タクシー利用する移動制約者、買い物難民数等々、相当なボリュームで質疑させていただきました。

私にとりましても、この地域交通は、この政治というか議員になった目的の一つでございます。地域を回っていますと、非常にこの要望が強い。不便である、乗りづらい、いろいろ等々、村民が一刻も早く私たちに便利な交通網をつくっていただきたいと、これが住民からの要望が非常に多かったものですから、これを私、政治をやっていく中で中心に据えてここまで来たという意識がございます。

それで、前日も申しましたが、まず我々国民、住民に対して権利、まずこれを述べさせていただきますと思います前に、まず、地域交通政策づくりは、生活交通だけではなく、地域の福祉の課題でもあり、教育、地域コミュニティーなど、住民が地域で生きていく上での土台づくりとなる総合計画でございます。これを踏まえて、まず、憲法上、法律上、私たちには前文であります平和的生存権のほか、憲法第 13 条、個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉、22 条、居住移転及び職業選択の自由、25 条、生存権、国民の社会的使命、92 条、地方自治の基本原則、憲法の理念である平和、基本的人権、国民主権から地域のあり方を考えると、こういう文面があります。

また、2013 年 12 月に交通政策基本法が制定され、2014 年 5 月には地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正される法律が成立し、地域交通は自治体が先導になって政策をつくる方向を打ち出しております。地域住民や地方自治体の交通政策づくりが今まで以上に重要になってきていると、こういう現状でございます。

交通政策基本法、まず目的、それと、地方団体の責務、ここに国は、はしよりますから、国はいいです、国は今しゃべりましたから、大体。それと、32 条、地方公共団体の施策、これの説明をお願いしますと同時に、こちらの地域公共交通活性化及び再生に関する法律、これの目的第 1 条をお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4 番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

まず、交通政策基本法の第 1 条、目的についてでございますが、読み上げますと、この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通

安全対策基本法と相まって交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とするというふうになっております。

続きまして、地方公共団体の責務でございますが、第9条、地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。第2項、地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないと規定されております。

それから、もう一点、地方公共団体の施策、第32条でございますが、地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとするというふうに規定されております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 失礼しました。もう一点ございました。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第1条、目的でございます。この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするということが目的でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 2014年2月12日、3本の法律改正があった。その中で、要約しますと、交通を主軸としたまちづくりをすること、地域全体を見回した面的な公共交通ネットワークの構築を目指すこと、補助金事業の主体を公共交通事業者から地方自治体にシフトすること。また、2015年2月13日、交通政策基本計画が閣議決定されました。本計画は、我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めたものでございます。その計画期間は、

2014年から2020年度になっております。

その概要につきましては、国は地方創生、地域おこし、特に若者の移住・定住を促進する、都市部の中心市街地空洞化対策としてコンパクト・アンド・ネットワークづくりを進める。3に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の内閣府付き地方創生推進室は小さな拠点づくりを進める。

また、これも問題なんですよ、2017年3月、認知機能のチェックを重視した改正道路交通法が施行されました。最近相次ぐ高齢者の自動車事故を受けまして、認知症のおそれがあるとされた場合、医師の診断が義務付けられ、認知症診断されれば免許取り消しと、そういう対象となります。

こういうもろもろがあって、なぜ遅れていたのかと、我が西郷村は。こういう状態でございますけれども、まず、これを踏まえまして、また、西郷村でつくっておりますというか、高橋村長も私と2期目に入ったとき一緒に議員もなされて、この私の一般質問も聞いていられたと思いますけれども、まず、村長の現在の地域交通、我が西郷村の地域交通の現状と課題についてお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、どのような認識でございますでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員の最初に申し上げられていました足の確保ですね、私も気持ちを一緒にしているところでございます。特に、交通弱者に対してはしっかり対応していきたいと思っておりますし、免許返納者に対しても手厚く考えていかなければならないと考えております。

現状ということでもありますけれども、今、交通弱者に対しての実証実験等をやっております、2020年度から本格運用をしていくべく努力しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 認識を共有しているということでございますから、それでは、西郷の取り組みについて入っていきたいと思っております。

まず、このデマンド交通の実証実験、西郷村でも始まりまして、今年から。高橋村長になりましてから急に入ってきたから、そういう意識、すごい強く持っていたんだなと思うのと、遅きにもやっていただいた、一歩前進していただいたということに対しては本当にうれしく思っております。

去年、このデマンド交通、乗り合い交通の実証実験を行います、これがチラシが出ていました。その中で、村民の声としまして、ここに実証実験期間1月4日から3月29日とあります。単純にこの期間で実証実験が終わってどうなるんだという声が出ました。これから先どうなるのかなという心配が村民の方からお問い合わせがありましたので、まず、この期間につきましては、今後これをどのように進めていくか、その件についてお伺いしたいんですけれども。

実は私たちは議会側で西郷村福祉の推進に関する特別委員会というのを立ち上げていまして、そこで実は私たちも去る1月17日、担当課に来ていただきまして、この

件について勉強会をしましたので、私たちは内容を、その後知っているところがございますけれども、一般の方がその前にちょっと聞かれましたので、その辺についてお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

まず、デマンド交通実証実験の内容についてでございますが、高齢者や学生など運転免許証を持たない交通弱者に対する交通手段の確保や、地域公共交通の再生を図るため、村では1月4日よりデマンド交通の実証実験を開始しております。内容といたしましては、デマンド交通を利用したい方は、事前に村へ登録し登録証の交付を受けます。次に、利用する場合は、利用したい日の前日までに運行事業者に電話で予約をして、乗り合わせにより自宅から村内及び旧白河市内の医療機関、金融機関、大規模商業施設などの目的地まで送迎を受ける移送サービスです。

登録の条件としまして、要介護認定を受けているなど乗降に介助が必要な方は利用できないなどの制限はございますが、それ以外の村に住所がある方ならばどなたでも利用できます。本年度は、実証実験として午後2時からの行き便と午後4時からの帰りの便の1日1往復のみでございますが、3月で終わってしまうのかということでございましたが、次年度も継続しまして、次年度は運行時間を延長しまして朝から利用できるように整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願い申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、村民の声のところ、これで終わりかという話だったんですけども、継続するというごことございまして。なお、この広報、これも非常に、デマンド交通がちょっと高齢者の方にわかりづらかった。登録をしなきゃならないとか、事前に予約しなきゃならないとか、いろいろございましたので、これは特別委員会でもいろいろ議員の皆様方から指摘された部分もございましたので、その辺を改良して次期につないで、村民にわかりやすく、利用しやすく次回、このデマンド交通の実証実験、3月以降も続くということでしたので、もっと改良型というか、もっと使い勝手のよい、また、高齢者に対する広報もしっかりしていただきたいと思っております。

これはもっと本当はいっぱいありましたけれども、次回を期待して、また足りない部分、気がつく部分がありましたら、私たちもいろいろアドバイスをしていきたいな

と思っております。

それと、議長、先ほど、一番最初に、前回一般質問といったところを質疑という言葉も使ったところがございますので、一般質問と訂正させていただきます。

○議長（白岩征治君） 議長において許可いたします。

○4番（鈴木勝久君） 続きまして、公共交通に対するニーズアンケートから見えることということでございますが、まず、それは2番の「西郷村地域公共交通網形成計画」についてに入らせていただいています。その前に1つありました。これは言うておかなきゃならないんですけども、今、実証実験が行われていますけれども、一番大事なのは、これによって今まで路線バスですと比較的大通りというか、ちゃんと道路事情がいいところを走っていましたけれども、このデマンド交通になりますと戸口から戸口ということで玄関から玄関に行きますんで、狭い道も通る可能性が出てきていると思うんです。それで、その道路状況についていろいろ心配、危惧される場所もございまして、これは2番も共通するんですけども、安心・安全の確保、この辺はどのようにお考えなのか、また注意点等々ありましたら、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

デマンド交通の安全確保、道路状況についての安全確保ということでございますが、デマンド交通の運行につきましては、白河観光交通株式会社へ委託しております。乗務員は2種免許を有する者が乗務しております。タクシー乗務員の経験を有する方など、車両の運転については十分技術を有し、乗客に配慮できる方なので、道路状況に対する対策は特に必要とは考えておりませんが、積雪など道路状況によりやむなく運休する場合もございます。

いずれにしましても、乗客の安全を優先してまいりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今の発言ですと、ここだけ、口だけみたいな感じは受けます。しっかりとこれから道路状況等を踏まえまして、安全・安心の確保についてしっかりと検証を行っていただきたいと思っております。

続きまして、バリアフリー化の現状と課題、また認識とニーズについてでございますけれども、まず認識はどのようにお考えなのか聞いてみたいと思うんですけども、どのような認識を持っていますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

デマンド交通についてのバリアフリー化についてのご質問でございますが、デマンド交通の車両につきましては、車椅子で乗降できるなどバリアフリー化は行われておりません。車椅子で利用するなど乗降に介助が必要な場合は、民間事業者で行っている福祉有償運送孫の手タクシーなどをご利用いただければと考えております。

なお、路線バスの車両のバリアフリーにつきましては、福島交通株式会社白河営業

所が保有する車両の75%がノンステップバスとなっており、国が目指す2020年までの整備目標の70%を上回っているという状況でございます。そのほか、旅客施設のバリアフリー化として駅などございますが、新白河駅に関しまして、平成23年2月に高原口にエレベーターを設置してバリアフリー化を図っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは国のアンケート調査なんですけれども、三大都市圏・地方圏の導入率、わずか27.4%、地方ではなかなかバリアフリー化が進んでいないとあります。それと、認識調査では、自宅外のバリアフリー化について、鉄道のホームドアや歩道、ガードレールなどの安心・安全の確保の重要度が69.8%、最も高い。次いで、道路出入口における幅の確保、これが64%、段差がないこと、62.8%、等々と上位このようになっております。ぜひとも、我が西郷村、地域交通の形成に当たっては、このバリアフリー化について慎重に検討され、その人の身になって考えていっていただきたいなと思っています。

ここにアンケートありますけれども、高齢者の68.7%、公共交通にそのバリアフリー化が重要だと述べておりますので、ぜひともこの辺も考慮しながら、公共交通をつくっていただきたいなと思っています。

続きまして、基本方針の西郷村地域公共交通網形成計画、このアンケート調査について質問も入っておりますけれども、1つ指摘しておきます。これを直してくださいという話です。この地域交通形成計画の中に、目標値の設定とございますね。この目標値の設定が、KPIでしょうけれども、これが1つ例に出します。公共交通サービスに対する不満度という項目で、現況値が39.3%、平成28年度です。平成35年度、35%、これでいいんですかという話なんです。というのは、40%近い公共交通に対して不満がある。7年たって35%、5%しか解消していない。3割5分、この方々が不満である、7年たって5%しか削減できない。非常にゆゆしき問題でございます。これは後に触れますけれども、PDCA、これが回っていない証拠なんです。

一般の企業でいいますと、ある調味料メーカーが99%のお客様に満足していただいた。1%の人のために力を尽くすというんですね。企業は、その1%のお客様でさえ満足させようと努力しておりますけれども、ここに難しいところ、公共物ですから非常に全部のお客様を満足させるには相当のお金が必要だと思いますけれども、もっと知恵を働かせていただいて、せめて80%、80ですから、不満の人を20%以内に減らすとか、そういう努力目標をつくっていただきたいなと思っております。

というのは、このままだと何の改善もされていない、お客様がそういう方向に行くのを望んでいるぐらいの感じしかないんですね。行政で努力しているというのが5%くらいでは、やっていないんじゃないかというのが私にはこういう数値目標を立てていくとき思うんです。使っている方は、全体の本当の数%ですよ。前、路面バスのお話しました4万2,000人ですか、年間。その4万2,000人を1日で

割ると1日150人ぐらい、ざっくりだとそのくらいですよ。その人の40%は不満、7年たって35%が不満。これではちょっと努力が、行政としての努力が足りないんじゃないかなと、そう思います。ですから、その辺しっかり頑張っていっていただきたい。それを次の行政改革に回して、その辺も詳しく言っていきたいなと思っております。

ここはそこで終わります、次に、将来の方向性……、じゃ次にいきます、時間がないので。

しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンというのがございます。昨日、1番議員もおっしゃいました。広域で西白河郡が全てすっぽり入ったこの定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項は質問に入っていないので、この共生ビジョンにおける公共交通、これはどのような取り組みをなさっているか。もっと本当はこの内容について詳しく質問をしたかったんですけども、時間の関係で、公共交通にだけ絞って質問しますので、その辺答弁お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンにおける取り組みと、公共交通についての取り組みということでございますが、しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンにおいて、公共交通は利用者の減少により民間事業者の維持が難しくなっており、交通弱者に対する生活の足の確保が課題とされております。このため、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組みで、地域公共交通網の構築として地域公共交通計画策定事業や地域公共交通の維持確保及び利用促進事業が掲げられております。

地域公共交通計画策定事業につきましては、持続可能な地域公共交通網を構築することで住民生活の利便性の向上に資するため、圏域内4市町村が地域公共交通網形成計画を策定しております。また、地域公共交通の維持確保及び利用促進事業につきましては、圏域全体として具体的な取り組みはまだ行われておりませんが、地域間幹線である新白河石川線や白河棚倉線を運行している福島交通が主体となり、交通事業者、白河市、棚倉町、西郷村の関係市町村、国土交通省東北運輸局、福島運輸支局と勉強会を行うなど研究を行い、圏域の課題を解決できるよう事業を進めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 説得力ないですね。まず、これ、機能というかやっぺらっぺらなのかという、昨日も村長答弁に見られたんですけども、もっと西郷村がリーダーシップを発揮して、この共生ビジョン、内容をビジョンを吟味してこちらから提案していくと、ぼんぼん提案していくと。交通網をちゃんとそろっていないと、私からすると、せっかくこういうすばらしい資料をつくったとしても、絵になってしまって何の役にも立っていないんじゃないかな、そう思います。

地域行政改革を勉強しましたら、ここの動きというか、国はこれを回していただきたいというのが結構あるんですね、これからも。ですから、これについてもうちよっ

と、全てについてですよ、公共交通を主軸にして考えてもいいですけども。それが核になって医療関係から教育関係から全てが回ると思うんですけども、ここの核になる部分が全然なっていないと、これは絵に描いたもちで本当にもったいないと思っています。

西郷村が積極的にここにかかわって、全てをリードしながらやっていけば、大体ほとんど西郷と白河なんですよ、中心に回っているのは。プールだって白河の人が多く使っているんですよ、西郷のプール。子どもの遊び場も、屋内遊び場も白河、こちらからあそこの図書館も使っている。厚生病院なんか西郷にあるか、白河にあるかわかんないような場所にもあるし、駅だって、インターチェンジだって西郷にありますし、白河、西郷わかんない。そういうところで、もっと地理的優位性を勘案しながら、積極的にここにかかわって、いろいろアイデアを出し合って、もうちょっとこれを回るようにしていただきたいなと思います。

時間がないので、2番にいかせていただきたいと思います。

2番、行政改革についてでございます。

第1番目に、OODA（ウーダ）ループについてとあります。

皆様、聞き慣れない言葉と思います。PDCA、これは工場に勤めている方々、企業に勤めている方々、また行政を携わっている方々はPDCAはご存じだと思いますけれども、今、このOODAループが全世界的にはもう、こんな名前出すほどじゃない、常にこの発想というか思想、考えのもとに世界は回って、日本も最近、このOODAマネジメントで企業が動いている、そういう現状でございます。

まず、あまり宣伝したくないんですけども、すぐ解決、「「すぐ決まる組織」のつくり方OODAマネジメント」、この本を手にしたんです。目次です。OODAループは次のような問題を抱えている組織を、すぐ決まる組織に変えます。読んでみま。経営幹部から末端の社員に至るまで、他者のまねや前例の踏襲しか頭にない。計画立案、書類作成、報告、決裁などに時間がかかって、肝心の仕事に取り組みめない。完璧主義の気風があるため、どんな仕事をするにも非常に時間がかかる。社内会議や資料作成など、社内向けの仕事に忙殺されている。社内は、保身に走る身勝手な社員と指示待ち族ばかりになっている。もし、自分がこのような会社、このようなどれかに当てはまるようでしたら、ぜひ本書をご一読ください。OODAループが問題を解決してくれます。

これを見て、興味を持って、この本を買った次第でございます。

まず、今、世の中はどのようなになっているか。ここに、これもみんな横文字になっちゃうんですけどもVUCAという考えがございます。VUCAとは、変動、不確実、複雑、曖昧の頭文字をつなぎ合わせた造語で、これら4つの要因により、現在の社会経済環境が極めて予想困難な状況に直面しているという時代認識をあらわす言葉でございます。

これは、2010年に経営やマネジメントの文脈において取り上げられるようになったというのが、世界経済フォーラム、通称ダボス会議でも世界の現状を示すVUC

Aワールドというキーワードが盛んに使われました。想定外の事象が次々と発生するVUCAの時代を、個人と組織が生きていくための人材論、組織論に注目に集まっていますという記事があります。

こういうのを認識した上で、今、日本企業、行政でもPDCA、この理論を使って展開しております。まず、PDCAの特徴というか特色、利点は、思考が整理できる、無駄な行動の改善ができる、問題の改善をする行動がすぐにわかる、失敗を成功への糧と考えることができる、1日の行動やプロジェクトの問題点がわかる、効率作業スピードが高まり使える時間がふえる、いい点ございます。一番のいい点は、目標が明確になること。これがPDCAだったんですけども、日本はどうも今見ていると、これでは何事も回らない、そういう状況でございます。

PDCAには、このPDCAサイクルには、非常な致命的欠陥があるというのをわかるようになってきます。これは、米ギャラップ、2017年仕事への熱意エンゲージメント国際比較でございますけれども、仕事に熱意を持って取り組んでいる社員の比率6%、日本ですよ、これ。139か国中132番、最下位の水準ですね。日本の思想の中に、なぜこれほど遅れたかといいますと、分析中心の前例主義、検討内容が十分わかって上司は自分の責任回避のために計画段階で部下に念押しをします。部下も責任をとりたくないの、前例があることを重視し、十分に分析して検討を加え計画を立てます。これで時間かかっちゃうんですね。

また、これはよく言われる話ですけども、ポジティブリスト制度です。いいと言われたことだけをします。これだけはだめというネガティブリスト制度のように、だめ以外のことは何でもチャレンジするという発想が日本にありません。このような仕事の仕方は、過剰に時間を浪費するだけでなく、過剰品質をもたらします。動き出したころには、遅きに失しています。もう一つは、限定評価。計画目標を基準に評価されるため、知らず知らずのうちに限定評価になっている組織が多くなっています。この中にいる人たちは、限定評価の弊害に気づいていません。

こういう日本に巣くっているPDCA病、これがあるおかげで日本は相当今遅れている状態ではありますけれども、これを行政にも言えることなんですね。例えば、今回持ってきた西郷村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略、これは平成28年3月につくっております。ですが、この資料内容は、平成22年の国勢調査の結果をもとにつくっております。平成32年まででしたっけ、平成31年まででしたっけ、これ5年間計画ですよ。そうすると、大体10年、アンケート調査したり、西郷をこうしなきゃならないといってから10年たって初めて、これを回し始めるんですけども、その間にチェックが入りますと、また戻って計画し直すんですね。だから、見直しまでいく途中で大体こういう行政でつくっている計画って立ち切れに終わっちゃう。

このPDCAが回らない理由、計画をまず立てられない、情報収集には時間がかかり情報が不十分で確かなことがわからない、次は計画倒れで実行に移されません、環境が変わって計画どおりに進みません、実行した後、チェックがおそろかになってい

ます、計画が達成されても既に状況が変わってしまっています、計画自体がありません、上層部から計画がおりてきますが現場のことを知らない者がつくった計画に反感を覚えます。これ思ったんですけれども、ここはあれですよ、教育現場で起こっているんですよ。わかりますか、英語をやりなさいと入ってきたり、去年でしたっけ、道徳教育ですね。現場は熱心にいろいろ創意工夫してつくっているのに、机の上でつくったやつを現場に落として、それをやれとすぐ実行させるんですね。その前は、3.14を3にした、何族というんですか、今はやっている。簡単にし過ぎちゃったと、いますね、今。そういうやつが現場を知らない上で机でつくっているような人がつくっていて、計画に反感を覚えているというのが現状なんです。

現場は、計画で想像していたことと違い、想定した現場の能力がなく計画が進みません。前例が優先され、新しいアイデアを出しても採用されない。現場、そしてお客様の意見は二の次になっている。こういう、P D C Aには弊害がございます。ですから、ほかにいっぱいあるんですけれども……

○議長（白岩征治君） 4番議員、もう少し簡潔にお願いします。

○4番（鈴木勝久君） これは政治実態にも言えるんですけれども、はしょりますけれども、そういうことで、このP D C Aについて説明するともっと時間が1時間くらいかかるのでやめますけれども、これは提案ですけれども、こういう世界は日本でもトヨタとかパナソニック、N T T、日立製作所、日立製作所の、これ読んでいただくとわかるんですけれども、すごいA Iシステムを使って相当な早く結論を出す方法を身につけて、今実証しております。

ですから、行政を扱う我々も、その発想とか理論の転換、それでいつもサービス業はスピードだと言っています。それに対応するように頑張るといっか、こういう新しいシステムを導入してやっていってほしいなと思っておりますので、これは参考にまで皆様、一度ごらんになってください。一番大事なのは、職員の皆様が全員共有するというのが大切でございます。

それでは、2番に入りたいと思います。これ認識聞くんですね。認識、まずO O D Aループの認識についてお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

O O D Aループ、それからP D C Aについての認識ということでございますが、現在のような変化の激しい時代におきまして、情勢の分析から意思決定、行動へ移すプロセスまでスピード感を出すことは重要であり、その前提となる調査、分析をする体制づくりを、より強化することは必要であると認識しております。その考え方としては、O O D Aループは有効性があるのではないかというふうに思っております。

しかし、全ての業務に当てはまるわけではなく、継続が前提の行政事務におきましては依然としてP D C Aが有効な場合もあります。今後の行政運営につきましては、P D C AとO O D Aループ、適切に組み合わせた意思決定や行動プロセスが求められるのではないかというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 参考程度でございますけれども、参考にしてください。いろいろ発想というか、お客さんが一番喜ぶというのはスピード感を持って政策に当たっていく、それが大事だと思いますので、その点を考慮して、そういう理論もあるということをお伝えしていることでございます。

それで、行政改革、なぜしようと思ったのは、12月の第4回定例会で、西郷村が機構改革ということがまず発端でございます。この機構改革の内容について、じゃ触れていきたいと思うんですけども。

私、この機構改革見まして、大変村長頑張っって本当に人を適材適所に持っていくために大変苦労したんだなと思っております。そこで、この概要の中に入っていますね、子どもに対しては並々ならぬ思いがある、村長部局の福祉課、子ども政策係に移管したということをお踏まえましても、すばらしい並々ならぬご決意があったのかなと思っております。企業誘致に関しても、大変力を入れたいという姿勢がこの機構改革に見えます。また、私以前言いましたけれども、入札制度とか契約についても管財契約係という新しい部署を考えて、この辺も透明性、公平性を担保されるように思われます。

それで、これは大変よろしいと思っただんですけども、これは回す分にはすごくすばらしくつくってあります。ただ、先ほどから申しまわっているように、私たちはサービス業でございます。内向きに回す、本当に政策を回すためには、これは相当念入りに考えてつくった計画書でございますが、対住民のお客様を、住民の方々を相手にしています。非常にわかりづらい。その配慮が欠けているのかなと、私は残念に思っただ次第でございます。

というのは、これは議員の皆様がおっしゃったことなんですけれども、産業振興課、すばらしく政策づくりに重要なポジションでございますけれども、住民の方が何をやる課かわからない。農業とか、商業とか、観光とか、そういう基幹、産業、工業とか、基幹産業である、そういう名前がすっぽり抜け落ちて、住民の側からすると非常にわかりづらくなったのかな、そういうところがございます。

あと、私、誰のときか、最初の予算説明会のとき、外国人が二百何名当村にもおられる、250名くらいでしたっけ、忘れちゃったけれども。ほかの自治体では結構英語とか韓国語とか中国語とか、そういうのをを使って、そういう看板をして利便性を図っているとか、そういう、また社会福祉に関しては個室が欲しいとか、これはよく聞きます。あの前ではちょっとしゃべりづらいんですよね、これは担当課の方々も十分承知でございますね。担当課のほうも、いや、これではちょっと狭過ぎるんですよねという話。そういう個室の場所というか相談室ですか、そういうのをつくっていただきたいとか、あと休憩場所がないとか、便所がないとか、水飲み場がないとか、村民の方々はそういう方向を役場にあつたらいいのかなというのもございましたので、その辺もあわせて、この機構改革の中に提示させていただいたらいいいのかなという、ありました。

ですから、その辺について午後にお聞かせいただきたいと思うんですけども、ま

た、あと機構改革のふったのは目的と基本方針でしたか、目的と基本方針について伺って、今言った私が懸念している部分もお答えできればなと思っておりますので、午後よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

組織再編の目的、基本理念でございますが、組織再編は、第四次総合振興計画の推進や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、より効率的・効果的な組織体制の確立を図ることを目的としております。

また、組織再編における基本方針といたしまして、1つ、子ども・子育て施策を一元化、包括的な業務実施体制の確立、それから2つ目として、将来のまちづくりの推進に向けた組織機能の強化、3つ目に、より効率的・効果的な組織体制の整備、以上を基本方針としております。

それから、先ほど行政サービスについて幾つかご指摘がございました。まず、農政それから商工観光といった名前がなくなってしまうということについてでございますが、産業振興課を組織するわけですが、農業、商工業、観光の連携と協働の取り組みを戦略的に展開し、地域活性化の核とするため、農政課と商工観光課を統合し産業振興課を設置いたします。

それから、相談室がないというお話がございました。現在、商工観光課の奥にあります印刷室、改修してございまして、そこを相談室として使う予定になっております。それから、外のトイレでございまして、プレハブ会議室の隣にトイレを設置する、次年度設置いたします。それから、総合案内でございまして、税務課の一角に職員を配置しまして、窓口に来られた方、お困りのようでしたら声をかけて案内をすると、そういうことを始めたいというふうに考えております。それから、窓口業務の延長でございまして、4月から週1回、1時間延長して対応していきたいと、そのようなことを今検討しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ますます住民目線で行政サービスを、より使い勝手のよい行政を担っていただきたいなと思っております。

それでは、行政改革に入っていきます。

まず、そもそも行政改革とは何ぞやという問題でございます。なぜやらなきゃなら

ないのか、やらねばならないのか、やるのかやらなければならないのかという問題です。それと、行政改革、改革と使っておりますけれども、この改革、それと改善、この違いについても明確にしていきたいなと思いますので、その2点について、そもそも行政改革とはなぜやるのか、やらねばならないのかと、改革と改善とはどのような違いがあるか、その辺をお答えください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

なぜ行政改革をやるのかということですが、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、基幹的収入である村税等の財源が減収することに加え、社会保障の増加や公共施設の老朽化に伴う維持管理費が増加する中で、行政サービスを維持、向上するためには、従来にも増して効率的・効果的な行政運営が必要となってまいります。このことから、～人と自然が輝き 笑顔を未来へつなぐ～「さわやか高原公園都市」にしようの実現に向けた行政改革に取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、改善と改革の違いは何かということですが、改善とは現状を肯定し、劣る部分を是正すること、改革とは現状を否定し、従来 of 制度を改めることで、具体的に業務改善は業務プロセスを対象に無理や無駄を省くことで効率化を目指すもの、業務改革は業務プロセスを抜本的に見直し再統合、最適化を目指すものと理解しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そうですね、改革という名前を使っています。改善という言葉はあんまり使っていません。ですから、現状あるものをよりよくする、それも大切ですが、今、改革と名前がついているんですから、ゼロベースですね。ゼロベースで計画の見直し、これをやっていただきたい。このゼロベースで見直す、どうも、ずっと私ここに入ってきてから、改革といいながら、その見直しというのが監査報告にもあるんですけども、ゼロベースの見直しと言っていますけれども、ほとんど行政ではやっていない、これが現状であります。ただ、行政改革をやっているというんですから、ここがちょっと不思議なところでございます。

行政改革は、効率化もありますけれども、経費削減という目的もございませぬ。その観点から、まず、過去、この西郷村において行われた行革、どんなものがあるか、簡単で結構でございますので、その辺お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

過去どのような行革を行ってきたのかということですが、昭和62年度に行政改革大綱を策定してから、平成23年8月に策定した西郷村第五次行政改革大綱まで、数次の行政改革大綱や実施計画を策定し継続的に行政サービスの向上を図ってまいりました。

具体的には、職員の定員管理や給与の適正化、事業の見直し等による歳出抑制、公有財産の有効活用等による歳入確保に取り組み、財政健全化に努めてまいりました。また、行政サービスセンターでの事務取り扱いの拡充など行政サービスの向上を図るとともに、職員研修の充実など職員の意識改革に取り組んできておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 1つ言い忘れました。行政改革で1つ、12月にもここは言ったんですけども、事業の検証、この場合、行政の視点だけでなく、市民サービスの向上も必要、この市民サービス、住民サービスを非常に重点的に、なぜという部分で住民サービスの向上、これが抜けると本末転倒になります。住民サービスに支障がある検討はという話ですね。だから、主眼というか、一番大事にしなきゃならないのはこの住民サービスの目線、住民サービスの向上は常に頭に置いて行政改革をしていってほしいなという思いでございます。

次に、少子・高齢化における行政需要が増加するとあります。これは、皆様がつくっていらっしゃるこの中のタイトルに入っているんですけども、具体的にどうということかということなんですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

少子・高齢化における行政需要が増加するということについてのご質問でございますが、さまざまなことが想定されますが、基幹的収入である村税等の財源の減少、社会保障関係費等の増加による財政面への影響、さらには防犯・防災力の低下や公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加など、行政ニーズは一層多様化・複雑化されることが予想されます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 次に移らせていただきます。

西郷村行政改革を行うに当たって、幾つかの法律のもとにやっております。まず、簡素で効率的な政府を実現するために行政改革の推進に関する法律、行政改革推進法、次に、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもとにアクション・プログラムの作成、それに経済財政運営等改革の基本方針2017、総務省から出されている地方行政サービス改革の推進に関する留意事項等々、政府からも第252条の17の5にのっとり、地方に助言、勧告または必要な情報を求めている、必要な指示をすることができるという条項があって、政府からもそのようにやってくださいよというお達しみたいものがありますね。

その中の、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項ということの中に、まず、この内容、総括するとどのようなものが入っているか、この辺についてお話、いかがですか。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 4番議員、もう少し明確に。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ、それについて、国側からこういうので行政改革を推進していったらどうですかというたたき台みたいのがありますんで、その中の問題というか、それに入っていきたいと思いますけれども。まず、行政サービスのオープン化とかアウトソーシング等の推進ということで民間委託事業の推進とありますけれども、民間委託によるメリットとはどういうものかということをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

民間委託によるメリットについてでございますが、主に行政サービスにおけるコスト削減効果や行政サービスの質の向上であるというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 続きまして、地方自治体の業務改革に関する取り組み状況に関する調査結果について、平成27年7月28日に出しておられます。この委託による可能性についてどのように感じたか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

委託に関する可能性についてということでございますが、村といたしましても、2018西郷村行政改革プランの中で、効率性・経済性の観点から、単純作業等について民間委託に取り組んでおりますので、ご理解お願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ、そこを踏まえまして、しっかりやっていただきたいなと思っております。

次、指定管理制度ってありますけれども、国は指定管理制度を推奨しているが、どのような狙いがあるかということです。国は、どのような狙いでこの指定管理制度を推奨しているのか、また、当村においても採用しているが、その目的を達成しているか、これも平成20年指定管理制度の運用についてを踏まえて、また、どのように検証したか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

指定管理者制度は、村におきましても、ちゃぼランドやまるごと西郷館など運用しており、主な狙いといたしましては、公共サービスの質を高めるとともに管理費を低く抑えるということでございます。また、総務省からの助言である指定管理者制度の運用についての内容を踏まえ、対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは、以前から温泉健康センター、あと芝の管理もされていまして、これは提案ですけれども、指定管理を別々に委託形式とか、西郷直轄でやったりとか、温泉館と芝の管理とか、あとはもろもろの施設ありますよね。それを一括じゃなくて、それぞれに分けて検討すべきとここにも書いてあるんですけれ

ども、その際、プロポーザル方式、これは主に今、西郷で使い始まった建設物について、結構使い始まったんですけども、この指定管理についてでもこのプロポーザルというのは企画提案、そして優れているか優れていないかを選定して村が発注するというやり方ですけども、現在、西郷村ではこの提案型じゃなくて、もう西郷観光株式会社1社に決まったやり方で、国が求めている指定管理制度の仕方とも若干狂いが出てきているのかなと思っておりますので、その辺を考慮しながら、これから指定管理制度をつくっていただきたいと思いますと思っております。

これはこの辺にしないと、時間がないんで、(4)番ですけども、ここに出きますBPR。BPRの手法とは、またICTの活用した業務の見直しとは、これについて質問いたします。

まず、BPR、ICTの活用をした業務の見直しについて伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

BPRの手法とはということでよろしいんですか。（不規則発言あり）BPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングといいます。企業改革の代表的概念手法の一つでありまして、業務、組織、戦略を根本的に再構築するということでございます。

それから、もう一つ、ICTを活用した業務の見直しということでございますが、窓口業務等につきまして、ICTを活用したコンビニにおける各種証明書の交付の導入、住民異動・戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険、介護保険等の受付等、別々の窓口で行ってきた事務手続について、縦割りを廃止し、1か所の窓口にてワンストップで行う総合窓口の取り組み、なお、その際には民間委託等を活用した業務の効率化、また共通する業務を1か所に集約するなど、業務の再構築でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） その窓口業務の見直し、また庶務業務の集約化という今答えが出てきましたけれども、内部管理業務を改革するという事なんですよ。これは、現在西郷村ではまだやっていらっしやらないんだと思うんですけども、この件について、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

業務の集約化についてでございますが、村では既に各施設の光熱水費の支払い事務などについて集約し、効率化を図っております。さらに、ほかの業務につきましても、1か所に集約することで効率化が図られるということであれば、検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ②の担当部局を1か所に集中することについて、どのようにお考えか。クラウド導入に際して、同一の庶務業務にシステムを活用する、また、団体を越えた業務の集約化についてのお考えを伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

クラウド導入についてでございますが、定住自立圏内9市町村による基幹系情報システムのクラウド化につきまして、当初平成29年度にシステムを構築し、平成30年度より運用を開始する予定でございましたが、マイナンバー制度の本格運用が始まったことや、国民保険制度改革に伴い新しい被保険者標準事務処理システムが導入されたことから、現時点でのクラウド化は難しいと判断し、平成35年度からの運用に向けて協議を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間が押しています、これから内容的に詰めていく作業があったんですけども。これからは電子知識というか、ICTの時代に入ってます。国も、これは閣議決定された平成25年6月14日なんですけれども、世界最先端IT国家創造宣言についてという文書を出しています。日本は、ITの世界で利活用について世界一を目指そうと思って、2001年からe-Japan戦略というのを策定して実行に移そうとしておりますけれども、なかなか現実的には進んでおりません。

それに関連して、電子自治体取り組みを加速するための10の指針、これは総務省で自治体にやってほしいと出ております。また、その中心となるのが、先ほど申しましたように経済財政運営と改革の基本方針2015、この中にも全てこれからというか、今現在進行中のものを含めて、国が取り組んでいることが網羅されております。等々、いろいろなことが国から出ております。ただ、国も書くだけ書いて、ほとんど実行されていないというのが現状でございます。それを地方にさせようというのがちょっと無理があるのかなと思いますけれども、我が西郷村でもこの経済財政運営と改革の基本方針、これを踏まえまして、これからその行財政運営に取り組んでいただき、先ほど申しました地域住民のサービスの向上を目指して行政改革に取り組んでいただきたいなと思っております。

これはまだまだ深い、大変調べなきゃならないこと、やらなきゃならないこと、また西郷でつくっている行政改革プラン、ここに足さなきゃならないこと、いっぱいございます。お互いに、私たちも意見を出し合います。村長も今、行政改革というか、機構改革で大分やる気を見せておりますので、ぜひとも村民の福祉の向上のために頑張ってくださいなと思っております。これが基本となるわけですから、行財政ますます活発に行って行っていただきたいと思っております。

なお、私たちも議会改革、村民のために議員もどうあるべきか、どうしなきゃならないか、今は検討中でございますので、議会、執行部合わせて村民の福祉の向上を目指して頑張っていきたいなとお互いに思っていますので、村長、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第10、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 村長の所信について
2. 教育行政について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。通告に従いまして質問を行いたいと思います。

質問の第 1 点目といたしまして、村長の所信についてということでございます。

高橋村長におかれましては、昨年 3 月に村長に就任をされたということで、平成 3 1 年度の当初予算がご自身の思いのこもった本当の予算編成になっているのかなどいうことを理解するところでございます。

そこで、平成 3 1 年度の予算編成に当たって、村長の思い、さらには村長の所信というんですか、このことに関して幾つか伺っていきいたいというふうに思います。

それで、1 点目といたしまして、介護予防事業と高齢者福祉についてということで、この平成 3 1 年度の予算編成に当たってどういうところを重点的に留意されたのか、伺いたいと思います。

○ 議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○ 健康推進課長（長谷川洋之君） 1 1 番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第 1、村長の所信についての 1 点目、介護予防事業と高齢者福祉についての質問にお答えをいたします。

村長の所信の中の第四次総合振興計画の新年度取り組みの基本目標の 5、自分らしく生き、笑顔があふれるむらづくりについてとなります。

はじめに、介護予防につきましてお答えをいたします。平成 3 1 年度予算編成に当たりましては、まず介護予防の定義であります、高齢者が要介護状態になることを予防し、できるだけ要介護状態となることを遅らせること、及び要介護状態になっても、その悪化をできる限り防止するとともに、要介護状態の改善、軽減を目指すことということの基本に、介護予防が単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の心身機能の改善を目指すものだけではなく、これら心身機能の改善等によって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それにより一人一人の生きがいや自己実現のための取り組みを支援して Q O L の向上を目指すものであるということから、本村におきましても、これまで実施してまいりました予防事業が高齢者本人に対する心身機能の改善を目的とした機能回復訓練に偏りがちではなかったのか、それから介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場等を創出することが十分にできたかなど検討を行い、予算編成を行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、平成 3 1 年度は、これまで実施してまいりました 4 つの教室等の参加者、実施回数を増やすなどして拡充を図ることといたしました。さらには、認知症カフェを設置して、地域の人たちとつながる場所の提供を行っていきいたいと考えております。さらに、現在実施いたしておりますシニア健康教室のように、住民自身が運営する体操の活動等をさらに多くの地域に拡大いたしまして、人と人とのつながりを通して、参加や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきいたいと考えております。

なお、このような介護予防を推進するためには、地域の実情等を把握することが必要ですので、引き続き高齢者福祉トータルサポートセンターにより高齢者の現況把握等を行っていく所存でございます。

また、地域の中の要介護ではないものの、たくさんの困り事を抱えている方々、認知症の方々などの支援を行う生活支援体制整備事業を第1層、第2層の協議体の設置により実施いたします。さらに、要支援者の自立を支援するため、多職種の参加による地域ケア会議も実施をしております。これは、単にケアプラン作成者を支援するだけの役割を持つものではなく、この会議で事例の検討を重ねることにより地域に足りない資源や必要な資源を洗い出すことができるようになります。そこで明らかになった必要なものが、その地域の中にあるかないかなどを、それらを探し出したり作り出したりする場所が、先ほど申し上げました生活支援体制整備事業の第1層、第2層協議体となります。

また、さらに、介護予防につながる施策として、昨年12月の定例会で議員よりご質問、ご提言いただきました特定健診の受診率の向上につきましても向上を図ってまいりたいと考えております。健康寿命を延伸することが、最も優れた介護予防の一つであるということは間違いのないと思います。この向上につきましては、そのときにも申し上げましたが、粘り強く受診勧奨等を行っていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、高齢者福祉につきましては、現状の事業を継続していくこととなりますが、その中で現在健康推進課で実施しております高齢者外出支援事業につきましては、企画財政課で実施しておりますデマンド交通に統合されますが、いずれにいたしましても高齢者のみならず、村民の皆様の交通の利便性の向上が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま、つらつらと答弁いただいたんですけども、まず、介護予防についてなんですけれども、今いろいろ答弁いただいたんですけども、介護予防において、1次介護予防事業と2次介護予防事業があるというふうに私は理解をしております。その中で、今の答弁にもありましたように、運動機能の維持のための取り組みというのがまずございますよね。これに関しては村もいろいろ取り組みをされているなというふうに思います。ただ、公民館を中心にやられているということで、もう少し具体的に地域に浸透するような改善が必要ではないかというふうに思います。

あとは、以前からこれはお話し申し上げているように、口腔ケア、口の中のケアですね、この部分に関してはどういう考えなのか。以前から私、この場でお話をしております。お年寄りの方は、抵抗力がなくなってくると口の中の細菌によって肺炎を引き起こすとか、あとは今テレビで芸能人の方がなったという舌がんとか、今テレビで取り上げられています。あとは、口の中のがん、いろいろありますよね、

粘膜のがんとか、そういうものについての取り組みというのはどのようにお考えになっているのか。これは1次介護予防の中での取り組み、具体的にどういうものがあるか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしの、まず周知につきましては、議員おただしのように先ほども申し上げましたが、各地区でやっていますよというのは多分わかっている方が多いのかと思いますので、そちらにつきましてはもっと皆さんが理解できるような周知の仕方を検討していきたいなと思います。

それから、口腔ケアにつきましては、12月の議会でもこれもまた議員のほうからご質問ございまして、医師と歯科の医療体制についてご質問がございました。それにつきまして具体的にというふうになりますと、医療と介護の連携ということで白河医師会さんのご協力を得てやっていると、そのときも回答をさせていただきましたけれども、それが医科と歯科の医療体制かという、そういうふうにはなっていませんので、これにつきましてはケアマネジャー、こういうような方々に、その周知といえますか、ご協力をいただいて口腔ケアができるように努めてまいりたいと思います。

その口腔ケアができまないと、食事等、一番人として基本となる部分、その方の尊厳にかかわる部分につながってまいりますので、こちらにつきましても改善を図っていききたいと、そんなふうを考えております。すぐに効果でなくて、できるかどうかにつきましては、今のところはその医療体制の構築に向けて何らかのアプローチをしていききたいと、そこまででございますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。口腔ケアに関しては、口腔機能の維持管理ということで口腔ケアの話をしたのは、特定健診が始まったころに私始まったと思うんです。特定健診の中で口腔ケアの部分がないということで、そこから話が始まって、ここで何回話したかもう記憶にないくらい結構話したような記憶があります。今答弁の中で昨年12月と言いましたけれども、12月にも確かに質問しております。それ以前にも質問している。

また、テレビの話をしませけれども、芸能人の方が舌がんでかなり進行しステージ4でしたっけか、そこまで進行してしまったのには、医師の判断が誤りがあったんじゃないかと報道で流されていますよね。いわゆる口内炎の診断が間違っていて、実際は舌がんだったという話ですよね。そういう判断に難しいものを、例えばサービスに当たってくれる、そういった方が判断できるのかということなんです。デイサービスの職員の方とかケアマネの方とか、そういう方が、じゃ本当にできるのかとなると、私は疑問を大きく思います。これは、やはり専門の方にきちんとお願いをすべきだというふうに思います。

これは、今、歯医者さんをやっている方といろいろお話をしますと、歯科医というのは、診療科目が歯しかないんで、非常にお互いにあんまり仲よくないんだという話

を聞かされるんです。ですから、これ、医師会に頼んでもなかなか難しいよという話は聞かされる。でも、その難しさをここを乗り越えていかなければ、この問題というのは改善できないと思います。

課長、今言われているように、お年寄りの方というのはもう体が本当に弱ってきて、歯がだめになってしまったら本当に命にかかわってくる問題にもなる。ましてや、舌がんとか、今までメジャーじゃなかった口の中の粘膜のがんとか、今まで本当にメジャーじゃなかったものが今どンドンできてきている。そういったところに本当に注意していかなきゃいけないと思います。ですから、これは早急に対応すべきだというふうに思います。

これは、2次介護予防の中にも、この口腔機能の維持管理というのは入っています。2次介護予防事業の中で、今度は栄養改善という部分があると思うんですけれども、この栄養改善について、じゃ村としてはどういう指導をされているのか、お年寄りの方に対してどういう指導をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

村として直接栄養改善を高齢者の方の自宅に出向いてやるというのは、生活に支援が必要だという方のところには保健師等が行きまして、そのときに指導する、そこになっておりますが、議員おっしゃるように、栄養指導につきましても同じように早急に改善を図っていかなくてはいけない部分だとは認識いたしております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。批判ばかりしていると言われるかもしれないんですけれども、村は今待ち受けですよ。ここでやるから来てください、村の福祉センターでやりますから来てください、そういう形が多いですよ。日中、なかなか時間がとれない方というのもいらっしゃると思います。

特に今回気になる部分を新聞で見つけたんですけれども、安倍政権になってから就業人口が380万人に増えたと言われているそうなんです。その中で、65歳以上の方が266万人、約7割の方が占めているそうなんです。安倍政権になって6年ですか、この6年間の間に380万人が新たに就業したと。そのうちの65歳以上の方が266万人、7割の方が仕事についているそうなんです。まさに、これは年金だけで生活ができないがゆえに、そうやって働かざるを得ない。そういった方に、例えば平日の昼間、この時間にこういうことをやりますから来てください。気持ちは行きたいと思ってもなかなか行けない。それをどういうふうに改善するのか、そこをきちんと考えなければ村はいけないと思いますよ。そこをきちんと考えるべきだと思います。

その考えをもとに、先ほど答弁の中にもありましたけれども、地域ケア会議や生活支援協議体、これを実施してその改善に当たっていくということなんですけれども、これは具体的にどういうふうな計画を立てるのか。実際に今、第7期の介護保険事業計画、あとは第8期のかな、高齢者福祉計画ありますけれども、これは平成30年3月から始まっていますよね。これ、ちょうど今2年目の中間に入るところですよ。

そうすると、私から見れば3年計画の中の今2年目に入るということで、下準備はある程度できたのかなというふうに思うんです。

ですから、この地域ケア会議や生活支援協議体、実施の今どういう進捗状況なのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

地域ケア会議につきましては、先ほども申し上げましたが、多職種、先ほど言われました例えば薬剤師、それから栄養士ももちろんです。あと看護師、それぞれの専門職の方に集まっていたきまして、困難事例につきまして意見を求めて、その方の適切なケアにつなげていくということで、平成31年度の5月から実施をする予定となっております。

次に、協議体につきましては、昨年12月に第2層協議体が設置されまして、現在、地域の資源等を探しているという会議をしているところでございます。第1層協議体につきましては、今月の末に設置をするということになっております。これにつきましても、5月以降、活動のほうを行っていくということになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。地域ケア会議は平成31年5月からの始まりと、生活支援協議体に関しては平成30年12月からということではまっているということでありまして、その中で、第1層の協議体の設置ということで、これは平成31年5月から始まると。第2層のコーディネーターの配置ということになると、またこれはさらにちょっと時間かかるのかなと思うんですけれども、（不規則発言あり）じゃ、その第2層のコーディネーターの配置はいつからやっているのか、じゃお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

本村におきましては、第2層協議体で地域づくり勉強会というのをしまして、その中から第2層の協議体という、北部、中部、南部という形に分けまして第2層協議体を組織しまして、そこに参加している方に第2層協議体の構成員ということになっていただいております。まず第2層協議体をつくって、その後に第1層協議体をつくるという、普通ですと、ほかの自治体ですと第1層協議体をつくった後に第2層協議体というような形のところが多いんですが、本村におきましてはそのような形で第2層協議体をつくりまして、昨年12月に設置いたしまして、今月末に第1層協議体を設置すると、委嘱するというような形になっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今答弁いただいて、第2層のコーディネーターの地域支え合い推進員はもう既に動き出しているということでは理解をしたいと思いますけれども。

では、この推進員の中に村の職員として保健師並びにこれに関連する栄養士という

のは入っていらっしゃるんですか。それとも、これは地域の方のみですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

第2層協議体につきましては、地域の方のみで構成をされております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。第2層の地域支え合い推進員は地域の方のみ、第1層の協議体の設置、これは住民が主体となって多様な人たちと協力をしながら、地域のあったらいいねを提案し、自分たちにできることを話し合う場として第2層のと、この順番、今逆だという話でしたので、第1層のほうに今度また戻っていくという話になるのかと思うんですけれども、ここに今私が言いましたように保健師なり栄養士、どのようなかわりを持たせるのかということなんですよ。この第2層のコーディネーターの中に、その専門職がいらっしゃるのであれば十分よろしいかと思うんですけれども、なかなか専門職の方は入っていないんじゃないかなと思うんです。そういった中で、いかに村がかかわりを持つかということなんだけれども、その部分に関してはいかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

第2層協議体につきましては、地域の方ということで答弁をさせていただきましたが、第2層協議体の中で、地域の方が例えばうちの地区にはこういう人がいるよ、あと、こんなこともやっているよという、その地域でやっていることを探しまして、仮に第2層協議体の地域でやっている部分につきまして、どうしてもほかの力をといただきますか、かりないとできない部分が必ずできてきますので、そのときにその第1層協議体のほうにその意見といたしますか、こういうことをやってきたんだけど、実はちょっと支障があってできない部分があるよというものを第1層協議体のほうで協議をしていただくというような形になっております。

議員おっしゃるように、その第2層協議体で例えば健康づくりの講演会みたいなのをやりたいとなったときに、その部分について自分たちで今まで何か講演会というのをやっていたんだけど、どうしてもお医者さんと呼んだりするのに、例えば呼ぶ費用がないというようなときに、例えば村の保健師なり、そういう方に行っていただく、そのときに第1層協議体のほうに困っている部分について相談をしていただくような形で現在のところは考えているところでございます。

ですので、直接地域の集まりの中の第2層協議体の中に専門職の方が入るか入らないかは、今のところは、その地域でやってみたい、私も参加させていただきという方がたまたまお医者さんなり、看護師さんなり、そういう専門職の方である場合を除いては、現在のところ、そこに入ってくださいというような、行政のほうからその第2層協議体に入ってくださいということ、強制的にはやらないということになっておりますので、ここに入れますという形はとらないようにはなっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。全くもって、国が今、上から落としてきている話をそのまま形にしているとしか私とれないんです。村独自のシステムを構築すべきなんじゃないんですかということをおははずっと以前から言ってきました。そのために、保健師なり栄養士がいるんじゃないんですか。そのために皆さん方がいるんじゃないんですか。もし、皆さん方がそうやって地域の中に入って、かかわりを持たないというのであれば、今すぐそこをやめるべきだと思いますよ、私は。何のために皆さん方がいるのか、もう一度考えていただきたい。

村長、そこをもう一度考えていただきたい。今、せっかくいろんな意味で村が動き始めてきている。その中で、平成31年度の予算でこういうふうな今予算を組んで提案されていますけれども、今日よりも一歩明日がよくなるように、そのように頑張っていたらいいと思うんです。そのために、職員たちをうまく地域の中に入れて、いわゆるお年寄りの方たちの声に耳を傾けて、何をどうしたらいいのかという、そこを改善して行ってほしいと思うんです。課長もそのところをもう一回ちゃんと考えていただきたいなというふうに思います。

先ほど答弁の中で、基本目標の5、自分らしく生き、笑顔があふれるむらづくりについてということでお答弁されましたよね。これは、私は介護予防とか高齢者福祉とは違うのかなと思って今回外していました。ただ、これについてもちょっと読んでみると、村民の健康管理では平均寿命、健康寿命の延伸を図るため生活習慣病の予防、脳血管疾患、心臓病の予防、専門医と連携した糖尿病性腎症の重症化予防などに取り組むとありますけれども、これもまさに国から来た流れを受けているだけですよね。

国は、じゃこれ何になっているかということ、以前から私言っているように、この心臓病、脳血管障がいというのは医療費が非常にかかる、だから医療費の負担を抑えるためにここに特化してやりなさいよというふうに国は出しているというふうに私は理解をしています。ましてや、糖尿病においても人工透析が始まれば、その透析にかかる費用というのは大変な金額になってくる。これも公的負担が大きい。それを削減するために、国はこれをしてきたというふうに思うんです。ですから、見ている先が違います。村は、今、村民の方をきちんと見ていただきたい。お金を見るんじゃなくて、村民の方をちゃんと見ていただきたい。健康であれば、本当にそれが幸せなんですか、そのことを十分注視していただきたいなというふうに思います。

一つ気になったのは、専門医と連携した糖尿病性腎症の重症化予防に取り組むとなっていますけれども、これは県南ブロックということで大きいくくりの中で、石川郡、東白川郡、西郡、あと白河市かな、この大きなブロックの中で厚生病院が中心となってやっていくという話になっていますよね。そういった中で、お隣の白河市ではもう完全にプログラムができています。西郷ではこのプログラムというのはできているんですか、そこ1点だけ確認します、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

申しわけございません。ちょっと把握をしていないものですから、後ほど確認の上、お知らせしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。インターネットでちょっと検索するだけで、白河市糖尿病性腎症重症化予防プログラムということで、白河医師会白河市ということで、こうやってプログラムがもう白河市は上がってきているんです。具体的にフローチャートまでできている。西郷のを一生懸命探したんですけども、ちょっと見当たらなかった、私の探し方が悪いのかどうなのか。

ですから、こういったところもやはりうまく連携をして、村民のことを見て、早急に対応すべきだと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

早急に対応してまいりたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中でありますが、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 先ほどの質問に対する確認ができましたので、お答えを申し上げます。

まず、保健師の高齢者宅への訪問等につきましては、重症化予防ということで、その高齢者の自宅のほうを訪問して指導をしているということでございます。

さらに、白河市のホームページのほうに記載されております糖尿病性腎症重症化予防プログラムにつきましては、実は本村でも作成を同じ時期にしておりましたが、こちらがそうなんです、まだホームページのほうに載せておりませんでしたので、今後早急にホームページのほうに載せていくような形で住民の皆様に周知を図りたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま、保健師が重症化予防対策として訪問しているということは理解をいたしました。

あと、そのあとの脳血管障がいとか心臓病に関するホームページへのアップですか、これも今準備している最中だということで、なるべく早くホームページのほうにアップをしていただいて、なるべく周知を図っていただきたいなというふうに思います。

続いて、じゃ質問の2点目といたしまして、子育て支援について伺いますというこ

とでございます。

今回予算を見ていますと、幼児保育関連に関してはいろいろと施策がとられているということは理解をいたします。そこで、まずはじめにちょっと伺いたいなと思うんですけれども、村長と教育長、同時に伺いますけれども、子どもの権利条約というのをご存じですか。多分耳にしたことあるかと思えますけれども、もう時間ないんで、こんなクイズみたいなことをやっていないで進んでいきますけれども。

実は私も昨夜、二十四、五年ぶりにふと思い出したんです。昔、子どもの権利条約というのを読んだなということで、これはユニセフでまとめたものだったのかな。そうですね。1989年11月20日の第44回国連総会において採択されたものです。その後、1990年、翌年9月21日に、子どもという語を想起するということで、最初は児童の権利に関する条約というものだったんですけれども、児童を今度子どもというふうに改めて、子どもの権利条約と今なっています。

これは非常に、子どもの権利を守っていくために一番基本中の基本になるのかなというふうに思います。多分、これを見ていただければ、そうだ昔読んだなというふうに思われるかと思えます。30年近く前のものなんで、もう名前も薄れてしまうような内容かなと思うんですけれども、この内容的には非常にまとまったものだなというふうに思います。

非常に、今回改めて読んでみますと、この子どもの権利条約の前文の中で、まとまってすごくきちんといいことが書いてあるなというのを理解したんですけれども、これをだらだらと読んでいると時間ないんで、これ要約すると、全ての子どもたちは無条件に愛される権利を有するということだと思えます。もう国連でやっているものですから、人種、肌の色とか言語とか宗教、政治的意味合い、あとは国民的もしくは社会的出身とか財産、出生、その他地位いかなるものも関係なしに、全ての子どもたちはもう全世界の子どもたちは愛されるんだということが、この子どもに関する権利条約の中でうたわれています。

日本においては、国連総会において採択されてから何年間も間あいてから、日本でもようやく採択をされたというふうに私は理解をしておりました。今さまざまに、今児童虐待防止法の改正案とか、いろんなことが論議されておりますけれども、私はやはり子どもに関する、子どもの権利条約がまず基本となるべきではないかというふうに考えます。

そこで、1点伺いたいと思えますけれども、村が現在実施している学校給食費の多子世帯の給食無償化、あとは新年度に、今回平成31年度から予定している学校給食費の値上げ額相当分を補助するという考えに関しては、私も一定程度理解をします。しかしながら、子育て支援という考えであれば、私は学校給食の完全無料化を実施すべきではないかというふうに考えます。

新日本婦人の会福島県本部というものがございまして、そこで2017年5月に子育て支援策についてのアンケートということで実施されたそうなんです。これは、県内の児童館に通われている子どもさんの保護者に対してアンケートを行ったものをま

とめたものだということで、私の手元に今ございます。回答者が、1,717人の方から回答が寄せられているということで、この内容を一つ一つ取り上げていると時間もなくなってしまいますので、学校に支払う教育費の中で公費で賄ってほしいと思うものはという設問がございます。1点目が教材費ということで918名、53%の方が教材費を賄ってほしいと。2点目としまして給食費ということで、給食費に関しては753名の方が賄ってほしいということで、パーセンテージでいけば44%の方がもう賄ってほしいということで、学校給食費の無料化を望む声というのは、やはり全体的に広いのかなというふうに考えるところでございます。

そういった中、私もやはり学校給食費の完全無料化を行うべきではないかと、同僚議員も前の議会の中で質問等で話をされていますけれども、やはり実施すべきではないかというふうに考えるわけでありまして。本来、この学校給食費に関して、教育長のほうに伺うべきなのか、いろいろ考えたんですけれども、村の行政上、村の教育行政、事務執行に関しては最高責任者は教育長だとは理解しております。しかしながら、教育長部局は予算を持たれていないということで、教育長がやりたいといっても村長がだめといったらできないなというのがありますよね。

私は、教育長とは以前から私の子どもがお世話になって、教育長のことは以前から存じ上げていまして、非常に教育長、心優しい方だというふうに理解をしております。私は理解をしておりますので、ですから村長に対して、その優しさによって学校給食費、私無料化にしたいんですけれども、村長、予算を補填していただけませんかというお話をできないんじゃないかというふうに考えるんですけれども、そこで村長のほうに伺いたいと思いますけれども、教育長が学校給食費の完全無料化を実施をしたいという考えを示されるのであれば、その思いに対して村長はお応えになるか伺いたいと思います。いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

大変難しい問題でありまして、想定のこととはちょっと抜きにさせていただいて、子育て支援については今予算でしっかり見たつもりでありますし、給食費の完全無償化、今後検討していくと考えておりますので、どうかご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今後検討していくということで今答弁をいただいたんですけれども、この後、教育長にも同じことを質問したいなというふうに思っています。教育長がやりたいと、ぜひ村長、やりたいといった場合はちゃんと応えていただきたいなと思います。

今後検討していくということで、また戻りますけれども、検討するということは、村長、以前から言っているように、やりませんと言っているんだよと。私議員になったときに、勉強会でそういうふうに教えられました。だから、検討しますって喜んでだめだというふうに言われています。ですから、村長も心優しき方だと思っておりますので、これは前向きに検討して、教育長ときちんとお話をすべきだと思いますけれども、

もう一度伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まずは、今年度は値上げ分ということで、次年度以降いろいろ考えていきたいと思
います。1割とか2割とか、半分とか、いろんな選択肢あるかと思しますので、財政
の総体の中で検討していきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。なかなか、教育長の前に、やると言う教育長の顔も
潰れてしまうのではないかとということで、遠慮されているのかなというふうに思いま
す。

その中で、子育て支援の中で、先ほどアンケートの結果にも申しあげましたように、
教材費に関してもやはり保護者の方、大きな負担だということは言われています。そ
ういった中で、教育長のほうにも伺うようになっていきますけれども、副教材、あと体
操着などについても子育て支援の一つとして、やはりこれは無償化すべきではないか、
このように考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 教材費の無償化ということでありますけれども、今後、教育長と
相談して検討していきます。よろしくお願いします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。教育長と相談をされていくということで、お二人でど
ういう結論を出されるのかということと、この後また教育長のほうにも伺いたいな
というふうに思います。

そういった中で、昨日、同僚議員の質問の中で、病児保育についてということでお
話がありました。この病児保育に関しては、私もこの場で以前取り上げたことがござ
います。あと、7番議員も病児保育について前に取り上げたという記憶がございま
す。非常に大きな問題があるよということで、なかなかそのときは足が出せなかつた
という形で理解をしておりますけれども、今回、高橋村長になられて新たに大きな一
歩を踏み出されたというふうに理解をしております。

ただ、その中で、昨日お話を聞いていて、ちょっと気になる点が幾つかございま
した。これは今後の改善点として考えていただければというふうに思います。ここで即
答で改善しますよと言っていただければ一番ありがたいんですけども。気になった
点の1つ目としまして、休日や祝日の対応はどうなのかということで、これ運営は平
日の朝8時から夜6時までの中で運営するという事だったんですけども、いわゆる
サービス業につかわれている方もいらっしゃると思うんです。そうすると、土日祝祭
日仕事の方が、万が一子どもさんがこの状況になってしまったときに、では実際利用
できないんじゃないかということちょっと心配しております。

あと、利用の事前登録ということで、この部分をちょっと引っかかるところがござ
いました。この部分に関しては、子どもさんが持つ食物アレルギーとか、いろんな薬

に対する副作用とか、そういうものを事前に把握するための事前登録なのかなと思うんですけども、突発的に起こる可能性というのは非常に大きいと思うんです、子どもさんの病気というのはね。特に1歳から12歳までですから、非常にまだ体が未形成の段階の子どもさんなので、こういった部分というのは大きく出るのかなというふうに思います。

そういった中で、多分ここを利用しようとする方は、うちのほうで面倒見てもらえる方がいない方が多いと思いますので、恐らくは日中は保育園か学校で過ごしている子どもさんだろうと思うんです。そうなったときに、各保育園、各学校においては、その児童の健康状態とか食物アレルギー、薬の副作用等々、児童票というものを学校で多分持っているかというふうに理解します。そこをうまく活用すれば、事故防止にさらにつながるのではないかというふうに考えます。そのことに関しても、どのようなお考えかちょっと確認したいと思います。

それと、あわせてもう一つなんですけれども、保育園や学校などで具合が悪くなってしまったときの送迎というのはどういう対応をとられるのか。そのときに、保護者の方が迎えに行き、病児保育のほうに預けて、また仕事に戻るということを望むのか、それともそういうことは一切受け付けないのか。朝からもうきちんと1日対応という考えでいくのか、そのことをちょっと具体的にお示しください、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 休日と登録については、私のほうから答えさせていただきます。

原則は今、土日を、休日除いた平日ということで開所しますけれども、状況を見て、これは私一人で決められる問題じゃないものですから、広域でやっているものですから、その辺はテーマとして上げて、まず実態をつかんでから考えたいと思います。

さらに登録制でありますけれども、議員おっしゃるように、確かにアレルギーとかいろいろな個別によって症状とかあるものですから、一応登録制とはなっておりますけれども、緊急の預かりはできるということでもあります。それにしても、全員登録されたほうが子どものためにいいのかなと私自身は考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

児童票の活用ということでございましたけれども、活用できるものであれば活用したいというような運用を考えていきたいと思いますが、個人情報等の絡みもありますので、その辺は慎重に検討してまいりたいと思います。

また、あと送迎についてでございますけれども、原則は運営事業所のほうでは考えておりませんが、保育園、幼稚園などで緊急的にけがを負ってしまったりですとか、外傷ですとか骨折とか、そういった場合には保育園の先生が直接病院まで送り届けて、保護者を呼んだ上で病児保育まで連れていくというような流れを考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 学校関係のことでもありますので、私の立場からお答えできることを答えさせていただきます。

学校が持っているような子どもの情報について、共有できる部分、そういうシステムができれば、個人情報の取り扱いに十分注意した上で、そういう形ができるかどうかという検討はできるかと思います。

今、保育園の話がありました。学校現場においても、子どもがけがをしたとか急病になった際は、保護者に連絡をとりますが、保護者が送迎できない場合には学校のほうでタクシー等を使って病院のほうに行く、そして保護者との合流をするというような形を今もとっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。その児童票を、個人情報の扱いということで今お話をいただきました。これは早急に対応していただいたほうがいいのかなと思います。突発的に子どもさん、熱を出した、具合悪くなったというのは多いかと思います。そういったときに、保護者もやはり焦ってしまう。そういった中で、きちんと伝えるべき情報が伝わらないことによって二次的な事故が起きてしまったんでは、これは元も子もなくなってしまいます。ですから、ここの部分はきちんと対応を考えて対策をとっていただいたほうがいいかなというふうに思います。

あとは、受け入れ定員なんですけれども、6名ということで、できれば受け入れ、利用率ゼロのほうが一番ありがたいんですけれども、もう少し人数を増やす必要もあるのかなというふうなことは今後検討していただきたいなと思います。例えばインフルエンザとか風邪で、集団で風邪を引いてしまったなんていう場合に、集中した場合には今度受け入れができないということになってしまったんでは、保護者の負担、またかけてしまうのかなと思いますので、そういった面で子育て支援ということで、これは広域でやっているということなんで、その場の会議の中でいろいろ協議をしていただきたいなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

3番の地場産業の振興についてということ伺いたいと思いますけれども、これに関して平成31年度、どのような考えで予算編成されているのか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

地場産業の振興についてのご質問でございますが、村の基幹産業は従来稲作を中心とする農業でありました。その後、交通高速網の整備によりまして企業進出も増え、第2次、第3次産業へとシフトし、特に製造業においては世界シェアを占める企業や最先端の技術を持った企業などが村の財政や雇用を支え、商業、サービス業にも普及しております。

しかし、村の支えとなっているのは、こうした企業だけではなく、いわゆる中小や小規模といった企業が地域経済の担い手や雇用の受け皿として、また、生産活動を通

じて地域を活性化するため極めて重要な役割を占めていると思っております。地域に根づいたこのような地場産業というべき中小企業等に対しまして、持続的な発展ができますよう、村といたしましても中小企業経営合理化資金制度や商工会への補助事業を通じての支援、中小企業安定支援事業など、新年度も継続して実施をしております。

また、昨年3月に中小企業・小規模企業振興条例を制定いたしましたので、この条例に基づき現在、中小企業・小規模企業振興計画の素案を策定しているところでございます。新年度におきましては、この原案をもとに、商工会、地元金融機関、村内の企業等と連携をしながら計画を策定し、策定した取り組みを推進することにより地域産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

さらには、一昨年から続いております大田区異業種交流グループとの企業間交流につきましても、大田区、西郷村のお互いの企業が定期的な情報交換を図っていくことによりまして、企業間取引の拡大や新たな事業の展開へと発展し、ひいては西郷村の地域経済の活性化につながっていくものと思っておりますので、継続して支援をしております。

一方、昨今の中小企業等の現状といたしましては、介護、福祉関係だけではなく、建設業、製造業等においても労働力不足が常態化しております。村といたしましても、人口減少対策とあわせながら、地域振興のためには雇用対策を進めていかなければなりません。その一環といたしましては、昨年11月に国から地域再生計画の認定を受け、本村への若者の定住や雇用の促進として奨学金返還支援事業を実施しているところであります。本事業の実施によりまして、村内事業における労働力確保にもつながり、地域産業の強化促進の一助になればと思っておりますのでございます。

こうした事業を複合的に実施することによりまして、地域産業の振興を図ってまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいたんですけれども、質問しながらこういうことを言うのは失礼かなと思うんですけれども、残念なことに、この西郷村においては地場産業という定義に該当するものというのは今のところ見つからないというのが私の考えなんですよ。お隣の会津なんかに行きますと、会津漆器とか絵ろうそくとかいろんなものが地場産業として定着をして、それがまた観光に結びつき、地域の産業に結びついているなというふうに考えます。

これに関しては、もう一度、西郷村内、丁寧に確認をしていただいて、村特有のものを探し出していただいて、さらにそれを育てていく、これをぜひ実施すべきだなというふうに考えます。

今、課長のほうから、中小企業・小規模企業振興条例ということで今お話を聞かせていただいたんですけれども、基本理念があって、村の責務とかいろいろ規定されています。こういった中で、このとおりに実施していただければなというふうに思います。

実際、この地場産業の振興から少しずれてしまうかもしれないんですけども、今回気になったのが個人の方の商店ありますよね、お店屋さん、この支援体制の整備というのはやはり私はちょっと急ぐべきじゃないかなというふうに考えるんです。

いわゆる、地域に根差した個人の商店というのは、地域の方たち、特にお年寄りの方たちが買い物に行かれると。そういう店が今、どんどんなくなってきてしまっている。そういった中で、お年寄りが買い物難民になっているという話も伺っています。地域の商店は、往々にして憩いの場にもなっているなというふうに私は理解をしております。いわゆるじいちゃん、ばあちゃんたちが買い物に行って、そこでたまたま会った人とお話をする、店の人といろんな話をする、それによって、憩いの場として、もっと大きく言えば介護予防にもつながるんじゃないかなというふうに思うんです。そうやってストレスを解消する、いろんな話をする、そうやって高齢者の福祉の役割も担っているんじゃないかということを考えます。

ですから、そのことも踏まえて、この中小企業・小規模企業振興条例の中でもうちょっと具体的にその辺もうたっただけであれば、さらに個人商店のほうの方も商売として成り立ちができるのかなというふうに思います。

続いて、企業誘致の取り組みについてということで、12日ですか、同僚議員が同じような質問されています。同僚議員に対する答弁で理解するところでもありますけれども、さらに答弁するところがあればお答えをいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

企業誘致の取り組みについてのご質問でございますが、12日の13番議員の一般質問にも答弁いたしましたところでございます。内容重複いたしますが、若干加味してお答えさせていただきたいと思っております。

現在、日本立地センターに産業用地適地検討調査業務を委託しております。村の現状を整理するとともに、新たな受け皿となる用地の確保に向けた方策を検討しているところでございます。新年度におきましては、この調査結果を踏まえまして、財政面等を考慮しながら、新規産業用地の実現に向けた整備計画策定の検討を行ってまいりたいと考えております。

しかし、企業誘致を推進する上では、課題もございます。労働力の確保でございます。労働力の不足解消を図るためには、新規就業者を増やさないとはいけません。それと、設備更新による生産性の向上などを図る必要があるかと考えております。そのためには、少子化対策、移住・定住の促進のみならず、福祉環境を充実させまして女性や高齢者が働きやすい環境づくり、また、企業の皆様方には技術革新によります生産性向上のための支援など、さまざまな角度から労働力不足対策、ひいては村民の就業機会の創出などを行う必要があるかと考えております。

新年度におきましては、これらの雇用対策をはじめまして、引き続き福島県東京事務所など関係機関と連携して情報交換や立地動向の把握などを行いまして、さらには

企業誘致を促すための優遇制度の見直し、村内企業への就職支援などを実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいて、企業誘致の中でさまざまな問題の中で労働力不足という問題が一番心配するところだということなんですけれども、ここがやはり子育て支援と絡んでくるのかなと思うんです。地元でいかに手塩にかけて子どもたちを育てることによって、子どもたちはやはりUターンなりIターンなり戻ってきて、さらには学校終わってすぐに村内の企業で就職できる、しようという意識を持っていただけるのかなというふうに思います。縛りつけるつもりはないんですけれども、そういうふうに一生涯懸命村が支援をすれば、それに対して子どもたちもきちんと応えてくれる部分があるのかなという思いを込めております。

企業誘致に関しては、今答弁で十分理解をしております。ただ、一つの考えとして、景気とか前の村長がよく言われたように世界の経済という話をされてきましたけれども、そういう世界経済に浮遊されないような業種の誘致に努めるべきじゃないかなというふうに思います。

また、以前からここでよく私発言をしてきましたけれども、村内の事業所、今いろんな会社さんありますよね。その会社がうまく連携とれるような、そういう会社を誘致してはどうかというの考えます。それと、あとはこの西郷村で昔から続いている農業、この部門とうまく工業が連携とれるような、これも以前に言いましたよね、大平にあるアルミ缶を加工している会社、これと農業がうまくリンクできるんじゃないかと。実際にこれは長野県のほうから大平の会社に来て、アルミ缶を買って、ハウスの温度をとるための温水パイプの加工なんかをしてもらったりとかという話を聞いております。

ですから、我々地元の間が知らないようなことが、意外とこの西郷村で行われている部分もあるかと思えます。それによって、お互いにいい関係になればいいのかなというふうに思いますので、そういった工場というか企業の誘致に努めるべきではないかというふうに考えますけれども、伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

今後、企業誘致を進めていくに当たりまして、現在でも農業との連携ということはちょっと計画には盛り込んでおります。6次化を進めるに当たりまして、やはり食品飲料業との連携を図り加工場の建設等の誘致、あとは現在、西郷では農作業を牽引しているのが電気、業務用の機械産業でございます。そういった牽引している業種と連携して、総合的にもう少し西郷村の稼ぐ力を高めていく必要があるかと思っております。

現在、西郷村の消費がデータでは、5年前のデータ、ちょっと古いんですが、204億円ほど流出しているという算定結果も出ております。ですから、村内でせっかく稼いだお金を村外に流出しているという現状もありますので、農業と連携しなが

ら、消費拡大を図りながら、そういった面を考慮して、そういった産業と連携を図りながら、今後企業誘致を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 答弁いただきまして、農業の話になりましたので、じゃ、次の農業の振興についてということで質問を切りかえたいと思います。

平成31年度において、西郷村の農業の振興についてどのような予算を考えられているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 11番上田議員の一般質問にお答えをいたします。

平成29年10月に一般財団法人西郷村農業公社を設立をしまして、西郷村の農業の振興と自立した農業経営者の育成のための事業を、農業者、農業関係団体及び行政との連携により行い、西郷村の農業の持続的な発展と農地の保全に寄与する目的にさまざまな事業を行っています。その一環としまして、昨年6月にまるごと西郷館をオープンさせております。今まで、JAや市場などに出荷するほど生産量はないけれども、安心・安全な野菜を丹精込めて生産してこられた農家の方が野菜を販売されています。出荷者も、当初100名くらいしかいなかったんですけども、今現在はもう250名近くおりますので、一定の効果があつたというふうに考えております。

また、まるごと西郷館ができたことにより、大規模農家だけでなく、若手青年就農者や小規模の農家、高齢者の農業者の生きがいとして農産物を生産することができ、さらに収入を得ることができるようになりました。

村では、そういった農家を対象としまして、今年度も野菜の生産振興に期する農業機械及び施設、ハウスの導入、農業資材費用の一部を助成します西郷村施設園芸野菜振興対策事業の実施を行っております。農林業生産者の生産意欲の向上と経営の安定化を図る目的で、村内の農林業生産者に対して農林水産物への鳥獣による被害を防止するための必要な電気柵等の資材購入費の補助も行っております。そのほかに、今年度も農業実践教室西郷農業塾の開催や、若手農家の集まり西郷アグリネットワークへの支援をして、農家が横のつながりができるように努めております。また、その中で研修や農産物の販売会などを実施しまして、各農家の栽培技術の向上に努めております。

また、平成28年度より3か年事業で、国の山村活性化支援事業を活用しまして村の特産品開発を行ってまいりました。平成30年度今年度において商品化をしまして、4商品開発しまして、まるごと西郷館で販売PRを行ってきております。現在のところ、2月末現在で約250万円程度の売り上げを記録しておりますので、こちらも一定の効果があつたというふうに考えております。

また、平成31年度において新規事業としまして福島大学の食農学類との連携事業、こちら産業振興課のほうで担当しますので、その事業を活用して販売増進に努めていきたいと考えております。

今まで述べさせていただいたとおり、昨年オープンしましたまると西郷館の存在が大きく西郷の農業振興に影響をもたらしているというふうに理解しておりますので、今後一層、まると西郷館のほうの事業の発展を目指しまして、将来的には道の駅というふうな環境整備につながっていければよいというふうに考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁をいただいて、6次化なんかも平成28年から3か年計画で実際に作業を進めてきて、250万円くらいの売り上げにつながってきているということで理解をします。あとは、個人小規模の農家さんなんかも含めて、今、まると西郷館、250名の農家の方が参加をされて、経営の一つにつながっているんだというお話でしたけれども。

そういった中、いま一つ心配なのが、個人とか小規模で頑張っている農家さんいらっしやるのも理解しているんですけども、1つの経営体がどんどん大きくなってきているというふうに理解をします。このことによって、個人の農家の方がどんどん離農されてしまってきている。それによって、いわゆる遊休農地の拡大、あとは導水路の管理が十分に行われていないという部分も耳にするようになってまいりました。このことは、やはりちゃんと注意をすべきじゃないかなというふうに思います。

ですから、農業公社に対して、一般財団法人ということで、この場で私はどこまで口を挟めるのかというのはちょっとわからんですけども、農業公社の中で遊休農地を借り受けをして農地のあっせんとか、もしくは農業公社で何人かを雇って、特産品の開発のための、以前ここでもお話ししたような記憶があるんですけども、いわゆる水生植物マコモダケとか、今、学校給食でどこか使っているとかってありますけれども、そういったものを生産をしてみるとか、そういった部門に農業公社もやはりどんどん進んでいくべきかなというふうに思います。

あと、今その売り上げがどんどん伸びてきているということで、非常にありがたいなというふうに思うんですけども、その中で、せんだって農家の方からいろんなご意見をいただいたんですけども、野菜をつくっても収穫時期が一緒になってしまうと、山積みになってなかなか売れないんだと、あれを何とかしろと言われてたんですけども、何とかしろと言われてもちょっと困っちゃうなと思ったんですけどもね。

そういった中で、西郷公社のほうで、いわゆるセールスをかけてはどうなのかなというふうに思ったんです。村内の飲食店、あとは宿泊施設、旅館とかホテルとかありますよね、そういったところに地場の地元の季節の野菜を使った料理を提供していただけないかということでセールスをかける必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その辺いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 上田議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初の公社のほうで農地のあっせん、あと特産品開発をというお話だったと思うんですけども、まず農地のあっせんにつきましては、県のほうで福島県農業振

興公社のほうで農地中間管理機構ということで農地あっせん事業を実施しております。西郷村農業公社設立する際に、設立検討委員会というのを立ち上げまして、その中の議論の中でやっぱり農地のあっせん等を公社のほうで実施したらいいんじゃないかというような意見も多数いただいております。今後の検討課題にさせていただきたいなというふうに思っております。

特産品開発につきましても、今までは特産品を開発しても売り場所がなくて、実際にマーケティング調査もできないというような状況でございましたけれども、現在はまるごと西郷館のほうで売れるのかどうかというのができますので、公社のほうとしても積極的に特産品開発のほうに力を入れて支援していきたいというふうに思っております。

あと、収穫時期の問題でございますけれども、これについては一番いいのはやっぱり施設園芸、露地野菜から施設園芸のほうに転換をするというのが一番解決方法ではないかなというふうに思っております。先ほど説明をさせていただきました村の単独事業であります西郷村施設園芸野菜の振興対策事業のほうを今年度も昨年と同様に予算を計上させていただいておりますので、そちらのほうで施設園芸野菜の助成を力を入れて、多くの農家さんが1年を通して同一もしくは何品種かの野菜を継続的に栽培できるというふうな体制をとりたいと思います。その結果、収穫時期が分散されて、結果的に農家の経営の安定というふうにつながるというふうに思っております。

また、飲食店へのセールスでございますけれども、現在はまだそこまで手が回っておりませんので、そこまでできておりません。ただ、村内の飲食店の経営者の方がまるごと西郷館のほうで野菜を購入をされて、実際に使っていると。例えば、西郷産の野菜を使ったというようなPRをして事業をやられている経営者の方もいらっしゃいますので、そこについても今後力を入れていきたいなというふうには思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。農地あっせんに関しては県で実施しているのは十分理解をしております、私も農業委員の端くれなものですから。ただ、農地のやりとりというのは、いいところがどんどん先へ行ってしまうと、あとは形が悪いとか谷地だとか、そういったところになってしまうと残ってしまうということで、そこはやっぱり村が中心になって進めるべきかなというふうに思います。

あと、施設園芸野菜に関しても、ここに来て施設に関する費用が莫大に上がってきている。一昨年と今年と値段を比較すると、同じ施設を建てようとしても20万円以上資材が上がってきている。そういった中で、なかなか年齢重ねてしまった人は新たな投資というのは難しいと思いますので、そこはやはり売り方を工夫して、露地でもちゃんと売れるものを努めていただきたいなというふうに思います。

続いて、次の質問に入りたいと思います。

「拠点づくり事業」と「道の駅構想」、「総合運動公園基本構想」について伺いますということですが、私以前からここで発言してきたように、こういう計画を

立てるに当たっては、西郷村の地図を広げて、どこに何をつくるべきなのか、そして、その施設にどういう目的、役割を持たせるべきなのか、そして、さらに将来像を重ねていくべきではないかということでお話をしてみました。

拠点となる役場庁舎について、20年とか短いスパンで建物を考えるべきではないかというふうに今回考えてみました。この庁舎をつくったのは昭和46年から47年ぐらいに建てましたよね。鉄筋コンクリートでこういうふうにつくってしまうと、老朽化したときにもなかなか大変ですよ。20年30年過ぎたときに、人口動態とかいろいろ変わってくると思うんです。その変わったものに対して、こういう鉄筋コンクリートづくりというのはなかなか変換できないんじゃないかと思うんです。

この庁舎は今までいろんなお金をかけて改修とかしていますけれども、実際にそのお金をかけてもなかなか、じゃ使い勝手のいいものになるかといったら、ならない。でしたら、20年ぐらいの短いスパンの中で建物を検討して、20年後、そのときにまた見直して、新たな形をつくっていくべきではないかというふうに考えるわけでありまして、それに関してはいかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 11番上田議員の質問にお答えいたします。

庁舎計画について、20年ぐらいの短いスパンで考えてはどうかというご提言でございますが、拠点づくり計画、現在策定委員会、それから幹事会を設置しまして協議を始めたところでございます。今後、アンケート調査とか、あとは村民ワークショップなどを開催しまして、住民の皆様のご意見、幅広くお聞きしていきたいというふうに考えております。

今、議員から、20年ぐらいのスパンで考えてはどうかというご意見もいただきましたが、そういうことも含めて、総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。私はそもそも、その拠点づくりということで、防災庁舎、あとは学校給食を中心とした給食センターの建設、これに関して特に異論はないところでございます。ただ、道の駅構想とそのあとの運動公園に関しては、いかがなものかなと疑問を呈してきた部分がございます。しかしながら、昨年の9月のときですか、議会のほうで債務負担行為ということで2年間、平成30年、31年と予算を継続して使っていきますよということを採用していますよね。そういったことから、この計画は今動いているというふうに理解をします。

そういった中で、私は今申し上げたように異論を唱える一人であります。しかしながら、実際に今動き出しているという中で、じゃ、その中で今後じゃどういうふうにしていったらいいのかという部分を考え、いろいろ検討してみたんですけども、別に賛成するわけじゃないですからね。運動公園については、高校誘致とか大学誘致を視野に入れてはどうかと思うんです。運動公園を中心に据えて、その周辺に高校を設置する、大学を誘致する、そうやって日中はその子どもたちが使う。子どもたちが

使わないときには村民の方が使える。そういう共有できるような考えをしてもいいんじゃないかというふうに考えます。

あとは、役場の庁舎に関しても、以前ここで申し上げたように、公共交通機関のハブ機能を持たせる、ここを中心に路線を組むとか、そういったことも考えながら、こういう計画を村はコンセプトを持って審議会に当たってはどうかというふうに考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

総合運動公園とあわせて高校、大学ということで、びっくりした提案というか、私も思ったことのない提案でありまして、まず、これがありきで総合運動公園をつくるわけじゃなくて、子どもからお年寄りまでそれぞれ世代に合った運動機能、健康増進のためということと、交流ということの総合運動公園でありまして、その先にこういうことはあってもいいかと思えます。まず、そちら優先の考えではないことをご理解願いたいと思えます。

役場機能について、先ほど課長も答弁しましたように、まずは熊本地震でありましたように、どんなことがあっても中枢機能としての役場の庁舎ということが大事だと思います。ですから、がちりするものよりも地震に対応できてどんなときでも機能が果たせる庁舎づくりが優先されるんじゃないかと思えますけれども、さらには村民の幅広い意見を聴取したいと思えます。

ハブ機能のことについても、今後、交通ネットワークの中で検討していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。総合運動公園について、今、運動公園ということを中心に据えてということでしたけれども、私は利用率のことを考えて、周辺にそういうものは設置できるようにすべきかなというふうに考えています。

あとは、もっと極論を言えば、教育行政の中の2番目の児童・生徒数の推移と今後の見込みについて伺いますということで、今回資料請求をして資料をいただいて、今後6年間ですか、その推移というのは見えています。ほぼ横ばいでいくのかなと、その先はどうなるのかなと。そのままずっと推移していただきたい、もっと子どもの数増えてほしいなと思うんですけれども、やはり今一般的に言われる少子化が進んでいった中で、学校の統廃合というのもやはり行く行くは問題出てくるのかなという心配をします。決してそうあってほしくはないんですけれどもね。

その中で、やはり中学校を統合した場合に、そこに運動公園のそばに持ってくるとか、そういった考えも今からある種入れて、用地確保なりするべきじゃないかなというふうに考えます。決して私は賛成するわけでありませぬので、一つの提案として申し上げます。

じゃ、続いて2番目の教育行政について伺いたいと思えます。

まず、1点目のいじめ問題などへの対策、対応についてということですが、

いじめは決して許させる問題ではないということをはじめに確認をしておきたいと思います。今言われているのが、相手が嫌だと思ったら、それはいじめだと設定されてしまうと。たとえ、手が触れてしまったりとか、あとは自分が嫌だという言葉が言われた、だからいじめられたというだけでいじめになってしまう。それがたまたま、偶然手が触れただけだよ、そういうつもりで発言したんじゃないよ、日本語って幅が広いんでね、自分でそういうつもりじゃないんだけど相手を受け取ったときに、いじめだというふうにとられてしまうと、果たしてそれがどうなのかということなんです。

このいじめの定義でいけば、いじめられた側といじめた側というふうに2つに分けられてしまいますよね。今は一般的に被害者、いじめられた側のケアというのは十分されているというふうに理解しますけれども、十分でもない部分もありますけれどもね。反対に加害者、いじめたとされる側のケアというのは村ではどういうふうに対応されているのか、そこを1点確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 11番上田議員の一般質問にお答えします。

今、議員おっしゃったように、いじめの定義というのが変わって、その子どもが一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことによって精神的苦痛を感じたということでもういじめというふうになると。いわゆる、子どもの受け取り方、感じ方というのが大変影響してくるということだと思います。

今、議員のほうからありましたように、いじめた側は、自分はいじめたという意識がないんだけど、いじめを受けたという子どもに対して、いわゆる加害者になってしまうということが発生します。ただ、やはり子ども同士、大人もそうでしょうけれども、人間社会の中でいろいろな日常の関係性の中で起こり得ることはもう多々あるわけで、そういう意味では学校現場ではいろんな感じ方をすることを、子どもたちが多様な子どもたちがいるということを前提として、やはり自分がしてうれしくない、してほしくないことは相手にもしないというようなこと、つまり人間関係づくりの中で本当に相手のことをしっかり考えた人間として育ててほしいということでの対応はきめ細かくしていきたいし、今現在、学校のほうにもお願いしているところです。

ただ、それがあつ子どもが不本意ながらいじめをした側になってしまった場合には、やはりどうしてその行為が相手がいじめを受けてしまったというふうに感じたかということについては、やはり丁寧にその子どもと話をし、相手がそう感じるということもあり得ることももちろん理解してもらおうということ。

それから、実際にいじめということでの認知がなされてしまった場合におきましては、やはり学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントというのが文科省から出ているんですが、そこにもいじめを行った児童・生徒に対しては、心理的な孤立感、疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとにいじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行うこと等々、そういうことが示

されております。やはり、必要に応じて、その子どもの心のケア、そういうことも十分含めて、いわゆるいじめたということに関しての疎外感とか、一方的な非難とか、そういうことがなされないということが一番大事なので、そこら辺に関しましては十分留意しながら、かかわりを持っていてもらいたいということでの指導をしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。昨日、7番議員の質問の中でもありましたように、学校教育の現場では、もう先生方はいっぱい状態の状態でやっている。そういった面で、村ではやっぱり独自のケアをしてくれるような方をさらに配置すべきだなというふうに思います。それによって早期発見に努める、小さな信号でも絶対に見落とさないよということを十分に留意していただきたいというふうに思います。

続いて、2の児童・生徒数の推移と今後の見込みについてということで、私、議長のほうに資料請求をして、資料のほうをいただいています。この資料に関して、同僚議員のほうにも後から配っていただければ、皆さんわかるのかなというふうに思います。ということで、この2番目は理解をしたいと思います。

3番目、児童・生徒の通学距離と通学方法について伺いますということですがけれども、これも以前質問をしたことがございます。以前申し上げたように、約2キロぐらいの距離でもスクールバスで通われる子どもさんがいる。そして、反対に10キロ近い距離を歩いてくる子どもさんもいらっしゃる。これは不公平じゃないかというふうに思います。そういった昔からの学校移転の問題とか、いろんな問題が絡んでそういうふうな状況が生まれてきている。ですから、子どもさんが悪いわけじゃないんです。そのしがらみをいつまでも引っ張ってきている大人が悪いと私は理解しています。ですから、そこはきちんと解決をすべきじゃないかというふうに思います。

そして、さらに例えば大雪が降ったとか嵐が来たなんていうときも、子どもたちは学校休校になるときが多いですけれども、そういうときも登下校しなければならない。そういった面で考えていったときに、公共交通機関の活用というのもやはり考えるべきだなというふうに思います。

いつもこの場で申し上げているように、デマンド交通システム、それとあわせてさまざまな交通機関、スクールバスも活用した、年寄りも乗れるような、そういう交通システムを今後検討して実施していくべきじゃないかと、その時期に入ったんじゃないかというふうに思ひまして、質問したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

上田議員から前にもそういうご提言いただいていたと思いますが、スクールバスという立場でいきますと、学校の行き帰りだけではなくて、日常的な教育活動の中での見学学習への利用等あって、やはりスクールバスとしての利用範囲が大変教育現場では広いものですから、おっしゃっている行き帰り等々に関する面では公共交通機関ということも、あとデマンド等々の兼ね合いも検討できるとは思うんですが、現場とし

てはやっぱりスクールバスの利用の中身はなかなかそこまではちょっと難しいのかなというふうに考えておるところです。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。現在、スクールバスの運行に関しては、委託業務で交通会社をお願いしていますよね。そういった面で、バスの余裕ある会社をお願いをすれば、いざというときはそのバスを活用していただけるんじゃないかと。多分、今も交渉した場合にはそういった対応はしていただけるのかなと思いますので、その部分をうまく活用すればいいのかなというふうに思います。これはその固定観念を捨てて広く考えていただきたいなというふうに申し上げておきます。

それと、4番と5番、学校教育費の無償化とあと学校給食費の無償化についてです。先ほども村長のほうに伺ったんですけれども、村長は教育長がやると言えば前向きに考えるという答弁だったので、教育長はいかがお考えになりますか、最後に伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

なかなか難しい問題だと思います。まず、無償化というのが本当に経常経費として毎年毎年かかってくるので、やはり政策的に判断をしていただくことになる。これまでもお答えしてきたように、本当に収入面で厳しい家庭に関しては、準要保護、就学援助等々行っていますので、そこをやっぱり今はそういう意味での支援をしているということを答えさせていただくしかない。

給食費の無償化につきましては、これは昔よく言われたのは、子どもの食べ物、それは親が準備するのは当たり前だという基本でずっと来ていた。それで学校給食法においても、いわゆる食材費に関する保護者負担ということがうたわれております。そういう中でずっとやってきたんですが、ここに来ていろんな無償化の動きが出てきていることもあって、そこについてもやはり経費的な問題もこれまでお答えしてきたとおりで、私としてそれをやるというふうに今、村長のほうにやってほしいということをご提案するというごことは、ちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○11番（上田秀人君） 終わります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後3時20分）